

目次

<経営管理権集積計画の作成等>	1
別記様式第1号（経営管理権集積計画）	1
別記様式第2号（意向調査（第5条関係）（模範例））	3
別記様式第3号（経営管理権集積計画の作成申出（第6条））	5
別記様式第4号（経営管理権集積計画の対象森林としない旨の通知（第6条））	6
別記様式第5号（権利移転等を行う場合の市町村への通知（第4条第2項第6号））	7
別記様式第6号（経営管理権集積計画を定めることについて説明を受けた確認書（模範例））	8
別記様式第7号（計画を定めた際に行う公告（第7条））	9
別記様式第8号（経営管理権集積計画に関する備考）	10
<経営管理権集積計画の取消し>	11
別記様式第9号（計画を取り消す際の公告（第9条））	11
別記様式第10号（計画を取り消す際の通知（第9条））	12
別記様式第11号（計画を取り消す際の通知（第9条））	13
<民間事業者の選定>	14
別記様式第12号（民間事業者に提出を求める内容の記載例）	14
別記様式第13号（経営管理実施権の設定を受ける民間事業者選定要領（模範例））	25
別記様式第14号（経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定委員会要綱（模範例））	26
別記様式第15号（経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定にかかる審査基準（模範例））	27
別記様式第16号（経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定にかかる通知書）	29
別記様式第17号（民間事業者からの提案書（第36条第3項））	30
別記様式第18号（経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定結果にかかる公告）	35
別記様式第19号（経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定結果に係る通知書（模範例））	36
<経営管理実施権配分計画の作成等>	38
別記様式第20号（経営管理実施権配分計画）	38
別記様式第21号（計画を定めた際に行う公告（第37条））	40
別記様式第22号（経営管理実施権配分計画に関する備考）	41
別記様式第23号（経営管理の状況等に関する報告書（第39条））	42
<経営管理実施権配分計画の取消し>	43
別記様式第24号（計画を取り消す際の公告（第41条））	43
別記様式第25号（計画を取り消す際の通知（第41条））	44
<共有者不明森林に係る特例>	45
別記様式第26号（探索を行っても不明森林共有者を確知できない場合の公告（第11条））	45
別記様式第27号（公告した旨の国への報告（第11条））	47
別記様式第28号（不明森林共有者による異議申出（第11条第6号））	48
別記様式第29号（経営管理権集積計画【権利集積配分一括計画】の公告（共有者不明森林ver））	49
別記様式第30号（同意したとみなされた不明森林共有者による取消申出（第13条、第14条））	50
別記様式第31号（計画を取り消した旨の公告（第15条））	51
別記様式第32号（計画を取り消す際の通知（第15条））	52
<所有者不明森林に係る特例>	53
別記様式第33号（探索を行っても不明森林所有者を確知できない場合の公告（第25条））	53
別記様式第34号（公告した旨の国への報告（第25条））	55
別記様式第35号（不明森林所有者による申出（第25条第3号））	56
別記様式第36号（経営管理権集積計画【権利集積配分一括計画】に関する裁判申請（第26条））	57
別記様式第37号（裁判の通知（第28条））	58
別記様式第38号（裁判後の公告（第28条））	59
別記様式第39号（裁判の内容の変更に係る通知（第28条））	60

別記様式第 40 号（裁定を変更した後の公告（第 28 条））	61
別記様式第 41 号（経営管理権集積計画【権利集積配分一括計画】の公告（所有者不明森林 ver））	62
別記様式第 42 号（同意したとみなされた不明森林所有者による取消申出（第 30 条、第 31 条））	64
別記様式第 43 号（計画を取り消す際の公告（第 32 条））	65
別記様式第 44 号（計画を取り消す際の通知（第 32 条））	66
<確知所有者不同意森林に係る特例>	67
別記様式第 45 号（経営管理権集積計画【権利集積配分一括計画】に不同意の者に対する同意勧告（第 16 条））	67
別記様式第 46 号（経営管理権集積計画【権利集積配分一括計画】に関する裁定申請（第 17 条））	68
別記様式第 47 号（申請のあった森林における確知森林所有者に対する通知（第 18 条））	69
別記様式第 48 号（計画に同意しない旨の意見書（第 18 条））	70
別記様式第 49 号（裁定の通知（第 20 条））	71
別記様式第 50 号（裁定の内容の変更に係る通知（第 20 条））	73
別記様式第 51 号（経営管理権集積計画【権利集積配分一括計画】の公告（確知所有者不同意森林 ver））	74
別記様式第 52 号（同意したとみなされた不同意森林所有者による取消申出（第 21 条、第 22 条））	75
別記様式第 53 号（計画を取り消す際の公告（第 23 条））	76
別記様式第 54 号（経営管理権集積計画【権利集積配分一括計画】を取り消した旨の通知（第 23 条））	77
<経営管理支援法人>	78
別記様式第 55 号（市町村森林経営管理支援法人の指定等に関する事務取扱要綱（例）（第 57 条））	78
別記様式第 56 号（森林所有者関連情報提供請求書（第 60 条）（参考様式 1））	86
別記様式第 57 号（森林所有者関連情報同意依頼書（第 60 条）（参考様式 2））	88
別記様式第 58 号（森林所有者の同意書（第 60 条）（参考様式 3））	90
別記様式第 59 号（情報提供書（第 60 条）（参考様式 4））	91
別記様式第 60 号（森林所有者関連情報を提供できないことの通知書（第 60 条）（参考様式 5））	92
別記様式第 61 号-①（経営管理権集積計画の作成申出（第 61 条））	93
別記様式第 61 号-②（集約化構想作成の申出（第 61 条））	94
<災害等防止措置命令等>	95
別記様式第 62 号（災害等防止措置命令（第 62 条））	95
別記様式第 63 号（災害等防止措置を講ずべき森林の森林所有者を確知できない場合の公告（第 63 条））	96
<都道府県による森林経営管理事務の代替執行>	97
別記様式第 64 号（代替執行に係る規約（第 68 条）（模範例））	97
別記様式第 65 号（代替執行に係る規約の公告（第 68 条））	99
<集約化構想>	100
別記様式第 66 号（集約化構想の様式（第 43 条））	100
別記様式第 67 号（集約化構想の意見聴取（第 43 条））	103
別記様式第 68 号（集約化構想の意見提出（第 43 条））	104
別記様式第 69 号（集約化構想を定め、又は変更する際に行う縦覧（第 43 条））	105
別記様式第 70 号（集約化構想を定め、又は変更する際に行う縦覧に係る意見提出（第 43 条））	106
別記様式第 71 号（集約化構想を定め、又は変更した場合の公告（第 43 条））	107
別記様式第 72 号（協議の結果の取りまとめ（第 45 条））	108
別記様式第 73 号（経営管理の意向調査（第 45 条））	112
別記様式第 74 号（関係権利者に関する情報提供の申出（第 46 条））	114
別記様式第 75 号（地域森林計画の樹立／変更の要請（第 48 条））	116
別記様式第 76 号（地域森林計画の樹立／変更をしない場合の通知（第 48 条））	117
別記様式第 77 号（集約化構想作成の申出（第 50 条））	118
別記様式第 78 号（集約化構想作成の申出を断る場合の通知（第 50 条））	119
<権利集積配分一括計画>	120
別記様式第 79 号（権利集積配分一括計画（第 51 条））	120
別記様式第 80 号（権利移転等を行う場合の市町村への通知（第 51 条第 2 項第 1 号～））	123

別記様式第 81 号（権利集積配分一括計画を定めることについて説明を受けた確認書（模範例））	124
別記様式第 82 号（権利集積配分一括計画に関する備考）	125
別記様式第 83 号（経営管理の状況等に関する報告書（（法第 52 条第 1 項の規定によりみなして適用する同法第 39 条））	126
別記様式第 84 号（権利集積配分一括計画を定めた際に行う公告（第 52 条））	127
<権利集積配分一括計画の取消し>	128
別記様式第 85 号（計画を取り消す際の公告（法第 52 条第 1 項の規定によりみなして適用する同法第 9 条））	128
別記様式第 86 号（計画を取り消す際の通知（法第 52 条第 1 項の規定によりみなして適用する同法第 9 条））	129
別記様式第 87 号（計画を取り消す際の通知（法第 52 条第 1 項の規定によりみなして適用する同法第 9 条））	130
別記様式第 88 号（計画を取り消す際の公告（法第 52 条第 1 項の規定によりみなして適用する同法第 41 条））	131
別記様式第 89 号（計画を取り消す際の通知（法第 52 条第 1 項の規定によりみなして適用する同法第 41 条））	132
<勧告>	133
別記様式第 90 号（所有権の移転を受けた森林の立木竹及び土地について、利用目的に従っていないと認める場合の勧告（第 56 条））	133

（留意事項）

本様式において、押印の要否についての特段の定めはありませんが、都道府県や市町村が定める公印取扱規程等に基づき、押印をし、又は押印を求めるることは差し支えありません。

<経営管理権集積計画の作成等>
別記様式第1号（経営管理権集積計画）

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集○	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）	(名称)							(所在地)			
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）	(氏名又は名称)							(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）													
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積ha	現況樹種	現況林齡	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													

整理番号	集○	経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類		
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）	住所（同上）
権利を設定する森林の森林所有者（	住所（同上）

（記載注意）

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付するとともに、備考欄に記載すること。
- (3) 間伐等経営管理権を設定するに当たり全員同意を取得しなかった場合は、1/2超の同意により定めた旨がわかる書類を添付するとともに、備考欄に記載すること。
- (4) 森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (5) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することができる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (6) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
- (7) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

別記様式第2号（意向調査（第5条関係）（模範例））

所有山林に関する意向調査

こちらは〇〇市役所△△課です。

〇〇市では、現在、市内の山林を適切に管理していくため、平成31年4月に施行された「森林経営管理法」に基づいて、市内に山林を有する森林所有者の皆様の今後の所有山林の経営や管理の意向などを伺いし、これを踏まえて、市による経営管理権の設定などについて検討していくこととしています。

今回、□□地区の森林所有者の皆さんを対象に、意向調査を実施することといたしました。

御手数ですが、この用紙に必要事項を記入して頂き、〇月〇日までに同封した返信用封筒で返送して頂きますようよろしくお願いします。

今後、森林経営管理法の内容や、所有されている森林の状況などについて説明会の開催も予定しており、連絡先の確認のため、下記の住所・氏名のご確認及び連絡先のご記入をお願いします。

住所	
氏名	
連絡先（電話番号）	

それでは、所有山林について伺います。

◎ あなたの所有する山林のうち今回意向等を伺わせて頂く山林（以下「対象山林」とします。）

所在・地番	地目	面積

問1 今回のアンケートは、×××（例えば「31年4月の林地台帳」）の情報をもとに送付していますが、対象山林についてあてはまる番号に○をつけてお答え下さい。

- ① 上記の山林は自分の所有で間違いない。（問2へ）
- ② 上記の山林は自分の所有ではない。（問1-2へ）
- ③ 上記の山林を自分が所有していることをしらなかった。（問2へ）
- ④ 上記の山林が自分の所有かどうかわからない。

問1-2 もし、森林所有者がおわかりでしたらお知らせ下さい。

氏名：
連絡先：

(問1で①又は③とお答えになった方)

問2 現在の対象山林の管理や手入れの状況について

対象山林について、現在どのように管理（見回り）や整備（間伐などの施業）をされていますか？

- ① 日常的な管理（見回り）や整備を自分で行っている。
- ② 日常的な管理（見回り）は自分で行っているが、整備（間伐などの施業）はほかの人（あるいは団体）に委託している。
- ③ 日常的な管理（見回り）も整備（間伐などの施業）もほかの人（あるいは団体）に委託している。
- ④ 日常的とはいえないが、3年以内に管理（見回り）や整備（間伐などの施業）を自分もしくはほかの人（あるいは団体）が行った。
- ⑤ 特に管理も整備もしていない。
- ⑥ その他 ()

問3 対象山林について、過去10年以内に間伐などの整備をされましたか？わかる範囲でお答え下さい

- ① 整備をした (内容（わかる範囲で）： (例：△年△月に間伐))
- ② 整備をしていない
- ③ わからない
- ④ その他 ()

◎ 平成31年4月に施行された「森林経営管理法」では、森林所有者の方々が自ら管理することが難しい山林について、森林所有者の方と市が相談して今後の山林管理の方針を定めた上で、森林所有者の方が市に経営や管理を委託できる（「経営管理権」を設定する）法律です。（山林の所有権は引き続き森林所有者の方が持ります。）

経営管理権が設定された山林について、市は、自ら管理するか、林業を行う事業体などに経営や管理を再委託する（「経営管理実施権」を設定する）ことになります。

対象山林を市や林業を行う事業体が経営や管理を実施した結果、利益が発生する場合には、あらかじめ定められたルールにのっとり、利益の一部が森林所有者の方に支払われます。（利益がない場合は支払われません。）

この制度の利用を御検討する方は、次の問4で④を選択してください。

問4 対象山林の今後の経営や管理についてどのようにお考えですか。

- ① 自分で経営や管理をしていきたい。（今後の施業予定： ())
- ② 自分で委託先を探し、経営や管理を委託したい。（想定している委託先： ())
- ③ 既に他者に委託しており、引き続き継続して委託したい。（今後の委託予定： ())
- ④ 市に経営や管理を委ねることについて検討してみたい。
- ⑤ その他 ())

調査は以上です。御協力ありがとうございました。

※ 本調査はあくまで森林所有者の皆様に対象山林に関する経営や管理の意向をお伺いするものであり、この調査において市に経営や管理を委ねることを希望されることをもって、市が経営や管理の委託を受けることをお約束するものではありません。

別記様式第3号（経営管理権集積計画の作成申出（第6条））

経営管理権集積計画作成申出書

年 月 日

○○市町村長 殿

氏名 ○○○○
(申請者)

下記留意事項について承諾の上、下記のとおり経営管理権集積計画の作成を希望いたしますので申し出ます。

記

1. 申出者

フリガナ	
申出者の氏名 (又は名称)	
住 所	〒
電話番号	

2. 経営管理権集積計画の作成を希望する森林

所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	森林の現況	経営管理の状況	備考 (境界の把握状況や申出者以外に使用収益を目的とする権利を有する者の有無等)

3. その他参考となるべき事項

以上

(留意事項)

- 1 本申出書には、登記事項証明書等、森林所有者であることを証明する書類を添付して下さい。
- 2 本申出書はあくまで市町村へ経営管理権集積計画の希望内容を提出するものであり、この書類をもって市町村へ経営又は管理が委託されるものではなく、今後の○○市町村との協議により経営管理権集積計画が作成・公告されることで経営又は管理が委託されます。
- 3 申出に係る森林の状況等によっては経営管理権集積計画の作成にいたらないこともあります。

(記載要領)

届出者が法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。

(備考)

- 1 経営管理権集積計画の作成を希望する森林の欄は、必要に応じ、行を加除することができます。

別記様式第4号（経営管理権集積計画の対象森林としない旨の通知（第6条））

年 月 日

○○○○殿
(森林所有者名)

○○市町村長

森林經營管理法第6条第1項の規定により 年 月 日に申出のあった下記森林について經營管理権集積計画を定めないこととしたので通知する。

記

1 経営管理権集積計画を定めないこととした森林

所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	備考

2 経営管理権集積計画を定めないこととした理由

以上

別記様式第5号（権利移転等を行う場合の市町村への通知（第4条第2項第6号））

〇〇市町村長 殿

氏名 〇〇〇〇
(森林所有者名)

経営管理権集積計画が定められた下記森林について、権利を設定し、又は移転を行うため、下記のとおり通知する。

記

1 森林の所在等

所在・地番	地目	面積 (ha)

2 権利の設定又は移転を予定している相手方

フリガナ	
氏名又は名称	
住 所	〒
電話番号	

3 権利の設定又は移転を予定している時期

4 設定又は移転を予定している権利の種類及び内容

5 その他参考となるべき事項

以上

別記様式第6号（経営管理権集積計画を定めることについて説明を受けた確認書（模範例））

確認書

下記の事項について確認しました。

記

1. 経営管理権集積計画が定められた後、市町村が選定した林業経営者に経営管理実施権が設定され、林業経営者が経営管理を実施する可能性があること。
2. 経営管理実施権配分計画が定められた場合は、販売収益から立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育等に要する経費を控除してなお利益がある場合、林業経営者から金銭が支払われること。
3. 経営管理権集積計画が定められた森林については、その所在や面積等が公表されること。
4. 経営管理権集積計画に記載された経営管理を実施しており、過失がなかったにもかかわらず、当該森林について損害が生じた場合は、〇〇市町村は責任を負わないこと。
5. 経営管理実施権配分計画が定められる場合に、〇〇市町村及び林業経営者の責めに帰すべき事由以外の理由で経営管理権集積計画を中途解約する場合には、それにより生じた損害について賠償を請求される可能性があること。
6. 経営管理権集積計画が定められた森林については、権利を設定し、又は移転する場合には、あらかじめ、〇〇市町村にその旨を通知しなければならないこと。
7. その他経営管理権集積計画の記載事項について。

年 月 日

氏名 〇〇〇〇

別記様式第7号（計画を定めた際に行う公告（第7条））

公 告

下記森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において公開する。

年 月 日

○○市町村長

記

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積(ha)	経営管理権の存続期間	備考
集○						

2 公開場所 ○○市町村○○課、○○市町村のホームページ（リンク）

3 本公告により、○○市町村に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。

以上

（備考）

1 森林の所在等の情報については、定めた経営管理権集積計画の内容を記載すること。

別記様式第8号（経営管理権集積計画に関する備考）

年月日	項目	森林の所在・地番 (林班・小班)	森林所有者の氏 名又は名称	詳細

（記載要領）

1. 意向調査を実施し、森林所有者から経営管理権集積計画を定めることを希望する旨の意向があったにもかかわらず、経営管理権集積計画を定めなかった場合は、年月日に「回答があった年月日」を、項目に「意向調査による計画作成の申出」、詳細に「〇〇年月日に実施した意向調査により、■■から計画作成の申出があつたが、△△により作成せず」等と記載すること。
2. 森林所有者から経営管理権集積計画を定めることを希望する旨の申出があつたにもかかわらず、経営管理権集積計画を定めなかった場合は、年月日に「申出があつた年月日」を、項目に「計画作成の申出」、詳細に「〇〇年月日に、■■から計画作成の申出があつたが、△△により作成せず」等と記載すること。
3. 経営管理権集積計画に記載された森林所有者が変更となった場合は、年月日に「変更になった年月日」を、項目に「名義変更」等、詳細に「〇〇から△△に森林所有者が変更」等と記載すること。

＜経営管理権集積計画の取消し＞

別記様式第9号（計画を取り消す際の公告（第9条））

公 告

年 月 日に、下記森林に関して定めた経営管理権集積計画（の一部）を取り消したため、森林經營管理法第9条の規定により公告する。

年 月 日

○○市町村長

記

1 経営管理権集積計画（の一部）を取り消した森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	備考
集○					

2 経営管理権集積計画（の一部）を取り消した理由

（教示）

- 1 この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市町村長に審査請求書を提出して審査請求することができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市町村を被告として（訴訟において市町村を代表する者は市町村長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

以上

（記載要領）

- 1 森林の所在等の情報については、取り消した経営管理権集積計画の内容を記載すること。

別記様式第10号（計画を取り消す際の通知（第9条））

経営管理権集積計画を取り消した旨の通知書

年 月 日

○○○○ 殿
(森林所有者名)

○○市町村長

年 月 日に、下記森林に関して定めた経営管理権集積計画を取り消したため通知する。

記

1 経営管理権集積計画を取り消した森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	備考
集○					

2 経営管理権集積計画を取り消した理由

(教示)

- この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市町村長に審査請求書を提出して審査請求することができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市町村を被告として（訴訟において市町村を代表する者は市町村長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

以上

(記載要領)

- 森林の所在等の情報については、取り消した経営管理権集積計画の内容を記載すること。

経営管理権集積計画を取り消す旨の通知書

年 月 日

○○○○ 殿
(林業経営者名)

○○市町村長

年 月 日に、下記森林に関して定めた経営管理権集積計画について取り消すこととしたため、通知する。

記

1 経営管理権集積計画を取り消す森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	備考
集○					

2 経営管理権集積計画を取り消す理由

以上

(記載要領)

- 森林の所在等の情報については、取り消す経営管理権集積計画の内容を記載すること。

＜民間事業者の選定＞

別記様式第12号（民間事業者に提出を求める内容の記載例）

経営管理実施権配分計画が定められる場合に経営管理実施権の設定を受けること又は集約化構想が定められる場合に当該集約化構想における一体経営管理森林の区域内の森林について経営管理を行うことを希望する民間事業者は、応募に際して以下の書類を提出してください。

ただし、当該民間事業者が、

- ① 「森林経営管理法の運用について」（平成30年12月21日付け林野庁長官通知）に基づいて、森林経営管理条例第36条第2項又は同法第44条第2項のいずれかにより公表されている民間事業者が他方による公表を希望した場合には、要件に適合することが確認できている情報
 - ② 「林業経営体の育成について」（平成30年2月6日付け林野庁長官通知）に基づいて「育成経営体」として選定された経営体である場合には、当該選定に当たって提出した情報
 - ③ 林業労働力の確保の促進に関する法律第5条第1項の認定を受けた事業主である場合には、改善計画認定申請書又は改善措置実施状況報告に記載されている情報
 - ④ 「林業経営体に関する情報の登録・公表について」（平成24年2月28日付け林野庁長官通知）に基づいて林業経営体名簿に登録された林業経営体である場合には、当該登録の情報
- と同一の事項で、内容の変更がないものに係る記載又は書類の提出を省略することができます。

（提出書類一覧）

書類名称	個人	法人
申請書（様式1）	○	○
経営管理に関する情報（様式2）	○	○
登記事項証明書	—	○
住民票の写し	○	—
効率的かつ安定的な経営管理に係る添付書類		
共同販売・共同出荷に関する協定書等の写し	○	○
森林経営プランナー認定証の写し	○	○
主伐後の再造林の確保に関して連携する林業経営体との協定書等の写し	○	○
請負契約書の写し等事業実績が確認できる書類	○	○
フォレストマネージャー、フォレストリーダー、林業技能士（1級又は2級）を証明する書類の写し	○	○
伐採・造林に関する行動規範やガイドライン等の写し	○	○
社会・労働保険への加入状況が確認できる書類	○	○
修了証の写し等労働安全衛生法に基づく特別教育の実施状況が確認できる書類	○	○
労働災害の再発防止策が定められた書類の写し	○	○
森林所有者や請負事業者と取引条件を明示した契約書等の写し	○	○
個人情報の取扱いに関する要領等の写し	○	○
経理的な基礎に係る添付書類		
経理状況の概要（様式3）	△1	△1
貸借対照表及び損益計算書の写し（直近3年分）	—	○
青色申告決算書等の写し（直近3年分）	○	—
中小企業診断士又は公認会計士による経営診断書等今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることが証明できる書類	△2	△2

※ 「森林経営管理法の運用について」の別紙（第13の4の(1)、第18関係）の各基準に応じて、○印の書類を

提出してください。ただし、該当がない場合は提出不要です。

※ △ 1印の書類は、貸借対照表及び損益計算書の写し又は青色申告決算書等の写しを添付する場合は省略できます。

※ △ 2印の書類は、直近の事業年度において債務超過の状態となっている場合等に添付してください。

年 月 日

○○知事 殿

住 所 :

商号又は名称 :

代表者 氏名 :

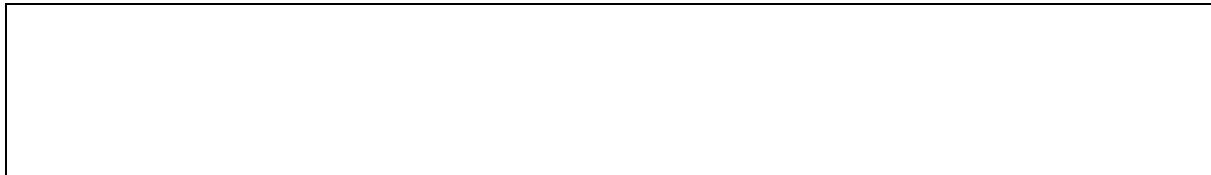
下記区域において経営管理実施権配分計画が定められる場合に経営管理実施権の設定を受けること又は集約化構想が定められる場合に当該集約化構想における一体経営管理森林の区域内の森林について経営管理を行うことを希望するので、関係書類を添えて応募します。

また、関係書類の内容については事実と相違ないこと（及び公募要領「経営管理を効率的かつ安定的に行う能力を有すると判断する項目とその基準の考え方」の「(8)コンプライアンスの確保」の基準欄に記載された内容に該当する者でないこと※）を誓約します。

※ 様式 2 の (8) コンプライアンスの確保の項目の記載を求める方法や、別途コンプライアンスの確保に係る誓約書の提出を求める方法もあります。

記

1 経営管理実施権の設定を受けることを希望する区域



2 集約化構想における一体経営管理森林の区域内の森林について経営管理を行うことを希望する区域



3 応募に当たって提出する関係書類について
別添のとおり。

経営管理に関する情報

1① 生産量の増加又は生産性の向上

※ 直近3事業年度の実績及び目標とする事業年度の見込を記載してください。

※ 「目標とする事業年度の見込」欄の数値のうち、目標として設定するものについて、「目標とする項目」欄にチェックしてください。

事業区分	指標	内訳	直近3事業年度の実績			目標とする事業年度の見込	目標とする項目
			直近の前々年	直近の前年	直近		
生産	主伐	面積 (ha)	直営				
			請負				
			合計				
		材積 (m3)	直営				
			請負				
			合計				
	間伐	生産性 (人日/h a)	直営				
			直営				
			請負				
		面積 (ha)	合計				
			直営				
			請負				
造林・保育	植付	面積 (ha)	合計				
			直営				
			請負				
	下刈り	面積 (ha)	合計				
			直営				
			請負				
	その他	面積 (ha)	合計				
			直営				
			請負				
			合計				

事業期間

直近の事業年度： 年 月 日 ~ 年 月 日
 目標とする事業年度： 年 月 日 ~ 年 月 日

1 ②経営管理の対象となる森林の確保

※ 直近3事業年度の実績及び目標とする事業年度の見込を記載してください。

区分	直近3事業年度の実績			目標とする 事業年度の見込
	直近の前々年	直近の前年	直近	
経営 管理 の対 象と なる 森林	所有林（信託 を受けた森林 を含む） (ha)			
	経営管理実施 権の設定を受 けた森林 (ha)			
	5年以上の長 期受委託森林 (ha)			
	森林経営計画 の対象森林 (ha)			

※ 5年以上の長期受委託森林は、受託者の判断で、伐採・販売・造林ができる契約であるものに限ります。

※ 森林経営計画の対象森林は、所有林（信託を受けた森林を含む）、経営管理実施権の設定を受けた森林及び5年以上の長期受委託森林と重複計上しないでください。

事業期間

直近の事業年度： 年 月 日 ～ 年 月 日
目標とする事業年度： 年 月 日 ～ 年 月 日

以下の2～8の項目の□欄について、該当する箇所にチェックしてください。

※ その他の取組等がある場合には、()内に記載するとともに該当する箇所にチェックしてください。

※ 該当するもの（チェックしたもの）について、具体的な内容を記述してください。（添付書類で確認できる場合は省略可。）

2 生産管理又は流通合理化等

(1) 適切な生産管理

作業日報の作成・分析による進捗管理や工程の見直し (年後)

作業システムの改善 (年後)

その他 () (年後)

取り組ん
でいる

取り組む
意向が
ある

(2) 原木の安定供給・流通合理化等

製材工場等需要者との直接的な取引 (年後)

とりまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷 (年後)

森林所有者や工務店等との連携 (年後)

その他 () (年後)

(3) 認定森林経営プランナーの在籍
在籍して いる 在籍して いない

(1) 及び (2) の該当するもの（チェックしたもの）について、具体的な内容を記述してください。

3 造林・保育の省力化・低コスト化

伐採・造林の一貫作業システムの導入
取り組んでいる 取り組む意向がある (年後)

コンテナ苗の使用 (年後)

低密度植栽 (年後)

下刈りの省略 (年後)

その他 () (年後)

上記のうち該当するもの（チェックしたもの）について、具体的な内容を記述してください。

4 主伐後の再造林の確保

主伐及び主伐後の再造林を一体的に実施する体制
有している 整備する意向がある (年後)

主伐後の適切な更新
取り組んでいる 取り組む意向がある (年後)

上記のうち該当するもの（チェックしたもの）について、具体的な内容を記述してください。

--	--	--	--	--

5 生産や造林・保育の実施体制の確保

	3年間以上	1年間以上	1年間未満	実績なし
素材生産の事業実績	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
造林・保育の事業実績	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
林業技能士の在籍	1級が 在籍 <input type="checkbox"/>	2級が 在籍 <input type="checkbox"/>	1級・2級ともに 在籍していない <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
現場作業員（常用）に占めるフォレストリーダー、 フォレストマネージャー、林業技能士（1級及び2級）の割合	3割 以上 <input type="checkbox"/>	3割 未満 <input type="checkbox"/>		

フォレストリーダー、フォレストマネージャー、林業技能士（1級、2級及び3級）の人数をそれぞれ記載するとともに、フォレストリーダー、フォレストマネージャー、林業技能士（1級及び2級）の合計数を記載してください。なお、合計数については、複数所有している者が重複しないように留意してください（延べ人数ではなく実人数となるよう、いずれかで1カウント）。

--	--	--	--	--

6 伐採・造林に関する行動規範の策定等

	策定等 している <input type="checkbox"/>	策定等 する意向 がある <input type="checkbox"/> （　年後）
独自の行動規範等の策定	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> （　年後）
所属する団体や都道府県等による行動規範等の策定等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> （　年後）

上記のうち該当するもの（チェックしたもの）について、具体的な内容を記述してください。

--	--	--	--	--

7 雇用管理の改善及び労働安全対策

	取り組んでいる	取り組んでいない
(1) 雇用管理の改善		
現場作業職員の常用化	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
現場作業職員への月給制の導入	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
計画的な研修実施などの教育訓練の充実	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
退職金共済への加入などの福利厚生の充実	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
その他 ()	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2) 労働安全対策		
現場作業職員等への安全衛生教育	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
労災保険への加入（一人親方等の特別加入を含む）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
リスクアセスメント	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
防護具の着用の徹底	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
作業現場の安全巡回	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
労働安全コンサルタント等専門家による安全診断・指導	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
その他 ()	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
過去 3 年以内における休業 4 日以上の 労働災害（死亡災害を含む）発生の有無	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>
上記の労働災害が発生している場合、 適切な再発防止策が定められている	定められている <input type="checkbox"/>	定められていない <input type="checkbox"/>

※ 再発防止策については、林野庁ホームページ（森林で働く人たちの安全で快適な職場づくり）に掲載している「災害事例から見る再発防止対策」等を参考にしてください。また、現場作業職員を含む組織内全員に周知してください。

(1) 及び(2)の該当するもの（チェックしたもの）について、具体的な内容を記述してください。

(3) 雇用の状況

職員数（うち常用）		社会・労働保険等への加入状況			
現場作業職員	事務系等職員	労災保険	雇用保険	健康保険	厚生年金保険
人 () 人	人 () 人	人	人	人	人

8 コンプライアンスの確保（※ 誓約書の提出を別途求めるという方法もあります。）

はい いいえ

業務に関連して法令に違反し、代表役員等や一般役員等が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときから1年間を経過していない者である

業務に関連して法令に違反し、事案が重大・悪質な場合であって再発防止に向けた取組が確実に行われると認められない者である

国、都道府県又は市町村から入札参加資格の指名停止を受けている者である

6の行動規範等に違反した行為をしたと認められる者である

その他森林の経営管理を適切に行うことができない又は森林の経営管理に関し不正若しくは不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者である

〔 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者や暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者等 〕

森林所有者や請負事業者との契約の際に、書面等により取引条件を明示している

個人情報の取り扱いに関する要領などを整備している

9 常勤役員の設置（※ 法人のみ）

常勤役員を設置している場合、常勤役員の状況について記載してください。

役職	(フリガナ) 氏名	住所	生年月日

経理状況の概要

1 貸借対照表の要旨

区分		直近の前々事業年度	直近の前の事業年度	直近の事業年度
資産	流動資産			
	固定資産			
	繰延資産			
資産合計				
負債	流動負債			
	固定負債			
	負債合計			
純資産	資本金			
	資本剰余金			
	資本準備金			
	その他資本剰余金			
	利益剰余金			
	利益準備金			
	その他利益剰余金			
	自己株式			
	評価・換算差額等			
	純資産合計			
負債及び純資産合計				

2 損益計算書の要旨

区分	直近の前々事業年度	直近の前の事業年度	直近の事業年度
売上高			
売上原価			
売上総利益			
販売費及び一般管理費			
営業利益			
営業外利益			
営業外費用			
経常利益			
特別利益			
特別損失			
税引前当期利益			
法人税等充当額			
税引後当期利益			

3 自己資本比率及び経常利益金額等

区分	直近の前々事業年度	直近の前の事業年度	直近の事業年度
自己資本比率（%）			
経常利益			
減価償却費			
経常利益金額等			

※ 直近3年分の貸借対照表及び損益計算書等を提出することにより、本様式の提出を省略することができます。

別記様式第13号（経営管理実施権の設定を受ける民間事業者選定要領（模範例））

経営管理実施権の設定を受ける民間事業者選定要領

1 民間事業者の選定概要

2に掲げる森林を対象として経営管理実施権の設定を受ける民間事業者について、森林経営管理法第36条第3項に基づき、同条第2項の規定により公表されている民間事業者の中から選定します。

希望する民間事業者には、森林経営管理法施行規則第33条第1項の規定により、企画提案書を提出していただいた上で、〇〇市町村が定める選定委員会が審査を行い「採用事業者」を決定します。

2 経営管理実施権設定候補森林

所在・地番	林班・小班	地目	面積(ha)	樹種	林齡

3 スケジュール

年 月 日() 募集開始(〇〇市町村ホームページに掲載)・企画提案書受付開始

受付時間は、土曜日、日曜日、祝日を除く日の午前〇時から午後〇時とします。

受付場所は、〇〇とします。

募集の内容に関する質問は、受付時間内に書面を持参するか、FAX又は電子メールにより提出してください。

FAX:〇〇 E-mail:〇〇

年 月 日() 企画提案書受付締切

年 月 日() 審査

年 月 日() 選定・結果通知

年 月頃 経営管理実施権配分計画の作成・公告

4 提出書類

次の書類を取りまとめのうえ、正本1部・副本〇部(副本はコピー可)を、事前連絡のうえ持参提出してください。

なお、書類作成に伴う費用は申請者が負担するものとします。

〇企画提案書(様式第〇号)

添付書類 ① 企画提案書の見積書に関する根拠資料

② 森林経営管理法第36条第1項の規定による公募に応募した資料の写し

5 その他

経営管理実施権の設定にかかる諸条件については、該当する経営管理権集積計画を参照ください。

別記様式第14号（経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定委員会要綱（模範例））

経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定委員会要綱

（設置）

第1条 森林経営管理法第36条第3項の規定による経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定について、公正な方法により行うとともに選定過程の透明化を図るため、経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を処理するものとする。

（1）民間事業者の企画提案書の審査及び民間事業者の選定に関すること。

（2）審査に必要な事項に関すること。

（委員）

第3条 委員会は、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇で組織する。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、第2条に定める任務が終了するまでとする。

2 委員に欠員が生じた場合には、補欠の委員を選任できるものとし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長を置き、委員長は〇〇をもって充て、副委員長は〇〇をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理し委員会を代表する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことはできない。

3 会議の議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

（委員以外の出席）

第7条 委員長は、必要に応じて委員以外の者を出席させて、意見又は説明を聞くことができる。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、〇〇において処理する。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、 年 月 日から施行する。

別記様式第15号（経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定にかかる審査基準（模範例））

経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定にかかる審査方法及び基準

1 審査方法

- (1) 民間事業者が提出した企画提案書について、経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定委員会が書類審査を行います。
- (2) 審査事項は、次のとおりとします。
- ① 森林所有者に支払う金額
 - ② 木材販売収益の安定・向上
 - ③ 森林経営計画の作成予定
 - ④ 経営管理の着実な実施
 - ⑤ 地域への貢献度
 - ⑥ 技術的な提案

2 審査基準

企画提案書の審査については、選定委員会を開催して提案内容を審査することによって行います。評価にあたっては前述の審査事項に基づき、次の表に示す各項目の基準点の合計を採点し、最も合計点が高い者を採用事業者として決定します。

審査事項	審査基準点				
	極めて優れている 25点	優れている 20点	普通 15点	やや劣っている 10点	劣っている 5点
①森林所有者に支払う金額	極めて優れている 25点	優れている 20点	普通 15点	やや劣っている 10点	劣っている 5点
②木材販売収益の安定・向上	極めて優れている 10点	優れている 8点	普通 6点	やや劣っている 4点	劣っている 2点
③森林経営計画の作成予定 (面積要件を満たすか否か)	極めて優れている 10点	優れている 8点	普通 6点	やや劣っている 4点	劣っている 2点
④経営管理の着実な実施 (体制、実績等)	極めて優れている 20点	優れている 16点	普通 12点	やや劣っている 8点	劣っている 4点
⑤地域への貢献度 (事務所の所在、地域雇用等)	極めて優れている 15点	優れている 12点	普通 9点	やや劣っている 6点	劣っている 3点
⑥技術的な提案	極めて優れている 20点	優れている 16点	普通 12点	やや劣っている 8点	劣っている 4点

3 スケジュール

(1)企画提案書の審査 年 月 日()

(2)採用事業者の選定・結果通知 年 月 日()

経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定にかかる審査採点表（模範例）

民間事業者名

選定委員氏名

審査事項	配点数	評価点数		備考
①森林所有者に支払う金額	25 点			
②木材販売収益の安定・向上	10 点			
③森林経営計画の作成予定 (認定要件を満たすか否か)	10 点			
④経営管理の着実な実施 (体制、実績等)	20 点			
⑤地域への貢献度 (事務所の所在、地域雇用等)	15 点			
⑥技術的な提案	20 点			
合 計				

年 月 日

通 知 書

○○○○ 殿

○○○○ 殿

○○○○ 殿

（民間事業者名）

○○市町村長

森林經營管理法第36条第3項の規定による經營管理実施権の設定にあたり、同条第2項の規定により公表されている民間事業者の中から選定する必要があることから、下記を了承の上、企画提案書を提出願います。

記

1 経営管理実施権設定候補森林

所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	樹種	林齡

2 企画提案書の提出について

（提出場所）

（提出期限） 年 月 日 () 時 分

3 備考

詳細については、選定要領及び該当する經營管理権集積計画を参照すること。

以上

年 月 日

○○市町村長 殿

住 所：○○○○
商号又は名称：○○○○
代表者 氏名：○○○○
(民間事業者)

下記森林について経営管理実施権の設定を希望するため、下記のとおり提案いたします。

記

1 経営管理実施権設定候補森林

所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	樹種	林齡

2 希望する経営管理実施権の存続期間

3 実施する経営管理の内容

4 提案内容

5 その他

以上

企画提案書（模範例）

記載事項	記載内容	評価点
森林所有者に支払う金額		(25点満点)
木材販売収益の安定・向上		(10点満点)
森林経営計画の作成予定の有無		(10点満点)
経営管理の 着実な実施	実施体制	(10点満点)
	実績	(10点満点)
地域への貢献 度	事務所の所在	(5点満点)
	地元住民の雇用	(10点満点)
技術的な提案	○ ○ ○ ○	(20点満点)

見積書 様式（模範例）

1. 森林所有者の氏名又は名称

--

2. 森林の所在等

番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	樹種	林齡	経営管理の内容
ア							
イ							
ウ							

3. 経営管理実施権配分計画の存続期間中に森林所有者に支払う金銭の額等の合計

(主伐)

	金額	算定方法
森林所有者に支払う金銭		(例：①の利益－前受金)
前受金		(例：②+③+④+⑥)

(間伐)

	金額	算定方法
森林所有者に支払う金銭		(例：実販売額－経費)

4. 実施する経営管理等の見積もり（※必要に応じて対象森林毎に作成すること）

(①主伐)

<対象森林> 番号

<収入>

	見積額(円)	見込み材積(m ³)	単価(円/m ³)
木材の販売収益			

<費用>

	見積額(円)	備考
伐採経費		
搬出経費		
販売経費		
(補助金)		
計（補助金を差し引いた額）		

(②地拵え・植栽)

<対象森林> 番号

<費用>

	見積額(円)	備考
地拵え・植栽経費		
(補助金)		
計（補助金を差し引いた額）		

--	--	--

(③下刈り (○回実施))

<対象森林>

番号	
----	--

<費用>

	見積額(円)	備考
下刈り経費		
(補助金)		
計 (補助金を差し引いた額)		

(④除伐 (○回実施))

<対象森林>

番号	
----	--

<費用>

	見積額(円)	備考
除伐経費		
(補助金)		
計 (補助金を差し引いた額)		

(⑤間伐 (○回実施))

<対象森林>

番号	
----	--

<収入>

	見積額(円)	見込み材積(m ³)	単価(円/m ³)
木材の販売収益 (1回目)			
木材の販売収益 (2回目)			
木材の販売収益 (3回目)			

<費用>

	見積額(円)	備考
伐採経費		(内訳 (1回目:、2回目、))
搬出経費		(内訳 (1回目:、2回目、))
販売経費		(内訳 (1回目:、2回目、))
(補助金)		(内訳 (1回目:、2回目、))
計 (補助金を差し引いた額)		(内訳 (1回目:、2回目、))

(⑥森林保険その他の費用)

<対象森林>

番号	
----	--

<費用>

	見積額(円)	備考
経費 (森林保険等)		
計		

(備考)

- 1 森林所有者ごとに本見積書を作成すること。
- 2 各見積の積算根拠資料を添付すること。

別記様式第18号（経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定結果にかかる公告）

公 告

年 月 日から 年 月 日まで募集していた経営管理実施権の設定に関する民間事業者の選定については、下記のとおり〇者から応募があり、 年 月 日に審査を行いましたので結果をお知らせします。

年 月 日

〇〇市町村長

記

1 経営管理実施権設定候補森林

所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	備考

2 選定結果

整理番号	提 案 者	結 果

以上

別記様式第19号（経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定結果に係る通知書（模範例））

年 月 日

○○○○ 殿
(民間事業者名)

○○市町村長

経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定結果について

年 月 日付けで指名通知書を送付した標記選定に関し、貴社よりご提案をいただきました各項目について、選定委員会において公平かつ慎重に審査を行いましたところ、最優秀提案者として選定されましたのでご報告いたしますとともに、経営管理実施権配分計画の作成に向けて別途ご協議いたしたく通知いたします。

〔 担 当：
連絡先： 〕

年 月 日

〇〇〇〇 殿
(民間事業者名)

〇〇市町村長

経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定結果について

年 月 日付けで指名通知書を送付した標記選定に関し、貴社よりご提案をいただきました各項目について、選定委員会において公平かつ慎重に審査を行いましたところ、誠に残念ですが、今回は選定されませんでしたのでご報告いたします。

貴社の益々ご繁栄とご活躍をご期待申し上げ、合わせて、〇〇市町村の森林・林業行政に対してご理解とご協力をお願いし、選定結果報告とさせていただきます。

〔 担 当 :
連絡先 : 〕

＜経営管理実施権配分計画の作成等＞

別記様式第 20 号（経営管理実施権配分計画）

経営管理実施権配分計画

1 個別事項

整理番号	配○	経営管理実施権の設定を受ける者（丙）	(氏名又は名称)							(住所又は所在地)				
		経営管理実施権を設定する市町村（乙）	(名称)							(所在地)				
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間（終期）（B）	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙に支払われるべき金銭がある場合における当該金銭（E）の額の算定方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齡						
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

整理番号	配○	Aの森林所有者		丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	丙が乙にEを支払うべき時期	備考
番号		住所又は所在地	氏名又は名称			
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

この計画に同意する。

権利の設定を受ける者（丙）

権利の設定をする市町村（乙）

住所（同上）

住所（同上）

（記載注意）

- (1) この個別事項は、経営管理実施権の設定を受ける者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。
- (3) 備考欄には、経営管理権集積計画の整理番号を記載すること。
- (4) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定められた経営管理権集積計画に基づく森林の場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付するとともに、備考欄に記載すること。
- (5) 間伐等経営管理権を設定するに当たり全員同意を取得せずに定めた経営管理権集積計画に基づく森林の場合は、1/2超の同意により定めた旨がわかる書類を添付するとともに、備考欄に記載すること。
- (6) 森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (7) 当該経営管理実施権配分計画の内容に関して丙が乙に提出した企画提案書及び図面を添付すること。

別記様式第 21 号（計画を定めた際に行う公告（第 37 条））

公 告

下記森林について、森林經營管理法第 35 条第 1 項の規定により經營管理実施権配分計画を定めることとしたため、同法第 37 条第 1 項の規定により公告する。

なお、定めた經營管理実施権配分計画については、下記場所において公開する。

年 月 日
○○市町村長

記

1 經営管理実施権配分計画対象森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	經營管理実施権の存続期間	備考
集○（配○）						

2 經営管理実施権の設定を受ける林業経営者

フリガナ	
氏名又は名称	
住 所	〒
電話番号	

3 公開場所 ○○市町村○○課、○○市町村のホームページ（リンク）

4 本公告により、森林所有者及び市町村に經營管理受益権が、2 の林業経営者に經營管理実施権が設定される。

以上

別記様式第22号（経営管理実施権配分計画に関する備考）

年月日	項目	森林の所在・地番 (林班・小班)	森林所有者の氏 名又は名称	詳細

(記載要領)

1. 経営管理権集積計画に記載された森林所有者が変更となった場合は、年月日に「変更になった年月日」を、項目に「名義変更」等、詳細に「○○から△△に森林所有者が変更」等と記載すること。

年 月 日

〇〇〇〇殿

（林業経営者名）

〇〇市町村長

経営管理実施権が設定された森林における経営管理の状況等の報告について

下記森林について、〇年〇月〇日までに下記の事項について報告すること。

記

1 森林の所在等

整理番号	所在・地番	地目	面積 (ha)
集〇（配〇）			

2 当該森林の経営管理（伐採、造林、保育等）の実施状況

3 販売収益から留保している再造林・保育に要する経費の状況
(森林所有者ごとに記載する)

4 林業経営者の経営状況

5 その他必要な事項

以上

＜経営管理実施権配分計画の取消し＞

別記様式第 24 号（計画を取り消す際の公告（第 41 条））

公 告

年 月 日に、下記森林に関して定められた経営管理実施権配分計画を取り消したため、森林経営管理法第 41 条の規定により公告する。

年 月 日
○○市町村長

記

1 経営管理実施権配分計画を取り消した森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	備考
集○（配○）					

2 経営管理実施権配分計画を取り消した理由

（教示）

- 1 この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、市町村長に審査請求書を提出して審査請求することができます。
- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、市町村を被告として（訴訟において市町村を代表する者は市町村長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

以上

経営管理実施権配分計画を取り消した旨の通知書

年 月 日

○○○○ 殿

（森林所有者名又は林業経営者名）

○○市町村長

年 月 日に、下記森林に関して定められた経営管理実施権配分計画を取り消したため通知する。

記

1 経営管理実施権配分計画を取り消した森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	備考
集○（配○）					

2 経営管理実施権配分計画を取り消した理由

（教示）

- 1 この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、市町村長に審査請求書を提出して審査請求することができます。
- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、市町村を被告として（訴訟において市町村を代表する者は市町村長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

以上

＜共有者不明森林に係る特例＞

別記様式第 26 号（探索を行っても不明森林共有者を確知できない場合の公告（第 11 条））

公 告

下記森林について、森林經營管理法第 11 条【森林經營管理法第 53 条において準用する同法第 11 条】の規定により公告する。

年 月 日
○○市町村長

記

1 森林の所在等

番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)
①				
②				

2 この公告は、別添の經營管理権集積計画【権利集積配分一括計画】を定めようとするにあたり、上記の森林の森林所有者一部を確知できないことから行うものである。

3 上記森林について、別添の經營管理権集積計画【権利集積配分一括計画】の定めるところにより、市町村が經營管理権の設定を、森林所有者が經營管理受益権の設定を受ける【市町村が經營管理権及び經營管理受益権の設定を、構想適合事業者が經營管理実施権の設定を、森林所有者が經營管理受益権の設定を受ける】。

4 經営管理権に基づき、当該森林について

- (1) 森林經營管理法第 33 条第 1 項の規定による市町村森林經營管理事業の実施による經營管理
- (2) 森林經營管理法第 35 条第 1 項に規定された經營管理実施権配分計画【森林經營管理法第 35 条第 1 項に規定された經營管理実施権配分計画あるいは森林經營管理法第 51 条第 1 項に規定された権利集積配分一括計画】による經營管理実施権の設定及び当該經營管理実施権に基づく民間事業者【構想適合事業者】による經營管理のいずれかが行われる。

5 当該森林に係る經營管理権集積計画【権利集積配分一括計画】の内容

番号	始期	存続期間	經營管理権に基づいて行われる經營管理の内容	販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において森林所有者に支払われるべき金銭の額の算定方法並びに当該金銭の支払の時期、相手方及び方法	存続期間の満了時及び委託が解除されたものとみなされた時における清算の方法	備考
①						
②						

6 上記の森林の森林所有者は、この公告の日から起算して 2 月以内に、申出書に当該森林についての権原を証する書類を添えて○○市町村に申し出、經營管理権集積計画【権利集積配分一括計画】又は当該公告に掲げる 3、4、5 の事項について異議を述べることができる。

7 この公告があった日から起算して 2 月以内に森林所有者から申出がなかった場合には、別添の經營管理権集積計画【権利集積配分一括計画】に同意したとみなされる。

以上

(留意事項)

- 1 当該森林について定めることとする経営管理権集積計画【権利集積配分一括計画】を併せて公告すること。

(記載要領)

- 1 経営管理権集積計画の場合は、【】内の記載を削除し、権利集積配分一括計画の場合は、【】内の記載とすること。

年 月 日

○○都道府県知事

○○市町村長

共有者不明森林に係る公告の実施状況について

○年○月○日に森林經營管理法第 11 条【森林經營管理法第 53 条において準用する同法第 11 条】の規定により公告したので、下記のとおり報告いたします。

記

1. 公告の内容

2. 1 の公告を行った場所

（○年○月○日の○○市町村の公報又は○○市町村のホームページ（リンク））

以上

農林水産大臣 殿

○○都道府県知事

共有者不明森林に係る公告の実施状況について

共有者不明森林に係る公告の実施状況について、下記のとおり報告いたします。

記

1. 公告の内容

2. 1 の公告を行った場所

（○年○月○日の○○市町村の公報又は○○市町村のホームページ（リンク））

以上

（記載要領）

1 経営管理権集積計画の場合は、【】内の記載を削除し、権利集積配分一括計画の場合は、【】内の記載とすること。

別記様式第28号（不明森林共有者による異議申出（第11条第6号））

申出書

年 月 日

○○市町村長 殿

住所：○○○○
氏名：○○○○
(申出者)

下記森林の森林所有者であることを申し出ます。

記

1 申出者に関する情報

フリガナ	
申出者の氏名 (又は名称)	
住 所	〒
電話番号	

2 森林の所在等

所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	備考

3 当該申出の趣旨及び理由

以上

(留意事項)

- 1 本申出には当該森林について権限を証する書面を添付すること。

(記載要領)

- 1 申出の趣旨には、経営管理権集積計画【権利集積配分一括計画】に対する異議の有無や、異議の具体的内容を記載する。
- 2 経営管理権集積計画の場合は、【】内の記載を削除し、権利集積配分一括計画の場合は、【】内の記載とすること。

公 告

下記森林について、森林経営管理法第 4 条第 1 項の規定により経営管理権集積計画【森林経営管理法第 51 条第 1 項の規定により権利集積配分一括計画】を定めたため、同法第 7 条第 1 項【同法第 52 条第 1 項】の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画【権利集積配分一括計画】については、下記場所において公開する

年 月 日
○○市町村長

記

1 経営管理権集積計画【権利集積配分一括計画】の対象森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	経営管理権の存続期間	【経営管理実施権の存続期間】	備考
集〇 【括〇】							

2 公開場所 ○○市町村○○課、○○市町村のホームページ（リンク）

3 本公告により、○○市町村に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される【○○市町村に経営管理権及び経営管理受益権が、構想適合事業者に経営管理実施権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される】。

4 当該経営管理権集積計画【権利集積配分一括計画】は、森林経営管理法第 12 条【森林経営管理法第 53 条において準用する同法第 12 条】により、共有者不明森林に係る同意みなしにより定められた計画であることから、不明森林共有者として同意したとみなされた者は、次に掲げる場合において、○○市町村に計画の取消しを申し出ることができる。

(1) 経営管理実施権配分計画が定められていない場合。

(2) 経営管理実施権配分計画が定められている場合であっても、

① 経営管理実施権の設定を受けた民間事業者の同意を得ている場合。

② 予見し難い経済情勢の変化その他やむを得ない事情があり、かつ経営管理実施権の設定を受けた民間事業者に通常生ずべき損失の補償をした場合。

【(1) 経営管理実施権の設定を受けた構想適合事業者の同意を得ている場合。

(2) 予見し難い経済情勢の変化その他やむを得ない事情があり、かつ経営管理実施権の設定を受けた構想適合事業者に通常生ずべき損失の補償をした場合。】

以上

(記載要領)

1 森林の所在等の情報については、定めた経営管理権集積計画【権利集積配分一括計画】の内容を記載すること。

2 経営管理権集積計画の場合は、【】内の記載を削除し、権利集積配分一括計画の場合は、【】内の記載とすること。

年 月 日

○○市町村長 殿

住 所：○○○○
氏名又は名称：○○○○

共有者不明森林に係る取消しの申出

下記森林についての経営管理権集積計画【権利集積配分一括計画】の取消しを申し出ます。

記

1. 申出者

フリガナ	
申出者の氏名 (又は名称)	
住 所	〒
電話番号	

2 経営管理権集積計画【権利集積配分一括計画】の取消しを希望する森林

所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)

3 当該申出の理由

以上

＜添付書類＞

(1) 当該森林について権原を証する書面

(当該森林について経営管理実施権が設定されている場合)

(1)に加え①、②のいずれかの書面を併せて添付すること (②の場合は②-1及び②-2両方)

① 経営管理実施権の設定を受けた民間事業者【構想適合事業者】の同意書

②-1 予見しがたい経済情勢の変化その他やむを得ない事情を証する書面

②-2 経営管理実施権の設定を受けた民間事業者【構想適合事業者】に通常要すべき費用を補償したこと
がわかる証明書

(記載要領)

1 経営管理権集積計画の場合は、【】内の記載を削除し、権利集積配分一括計画の場合は、【】内の記載と
すること。

別記様式第31号（計画を取り消した旨の公告（第15条））

公 告

年 月 日に、下記森林に関して定められた経営管理権集積計画【権利集積配分一括計画】を取り消したため、森林経営管理法第15条の規定により公告する。

年 月 日
○○市町村長

記

1 経営管理権集積計画【権利集積配分一括計画】を取り消した森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	備考
集○ 【括○】					

2 経営管理権集積計画【権利集積配分一括計画】を取り消した理由

以上

(記載要領)

- 森林の所在等の情報については、取り消した経営管理権集積計画【権利集積配分一括計画】の内容を記載すること。
- 経営管理権集積計画の場合は、【】内の記載を削除し、権利集積配分一括計画の場合は、【】内の記載とすること。

経営管理権集積計画【権利集積配分一括計画】を取り消した旨の通知書

年 月 日

○○○○殿

（森林所有者名又は林業経営者名）

○○市町村長

年 月 日に、下記森林に関して定めた経営管理権集積計画【権利集積配分一括計画】を取り消したため通知する。

記

1 経営管理権集積計画【権利集積配分一括計画】を取り消した森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積(ha)	備考
集○ 【括○】					

2 経営管理権集積計画【権利集積配分一括計画】を取り消した理由

以上

（記載要領）

- 森林の所在等の情報については、取り消した経営管理権集積計画【権利集積配分一括計画】の内容を記載すること。
- 経営管理権集積計画の場合は、【】内の記載を削除し、権利集積配分一括計画の場合は、【】内の記載とすること。

＜所有者不明森林に係る特例＞

別記様式第33号（探索を行っても不明森林所有者を確知できない場合の公告（第25条））

公 告

下記森林について森林經營管理法第25条【森林經營管理法第53条において準用する同法第25条】の規定により公告する。

年 月 日
○○市町村長

記

1 森林の所在等

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)
①				
②				

2 この公告は、別添の經營管理権集積計画【権利集積配分一括計画】を定めようとするにあたり、上記の森林の森林所有者を確知できないことから行うものである。

3 上記の森林の森林所有者は、この公告の日から起算して2月以内に、申出書に当該森林についての権原を証する書類を添えて○○市町村に提出するものとする。

4 前項の規定による申出がないときは、都道府県知事が森林經營管理法第27条第1項【森林經營管理法第53条において準用する同法第27条第1項】の規定により、裁定をすることがある。

5 上記森林について、別添の經營管理権集積計画【権利集積配分一括計画】の定めるところにより、市町村が經營管理権の設定を、森林所有者が經營管理受益権の設定を受ける【市町村が經營管理権及び經營管理受益権の設定を、構想適合事業者が經營管理実施権の設定を、森林所有者が經營管理受益権の設定を受ける】。

6 經営管理権に基づき、当該森林について

- (1) 森林經營管理法第33条第1項の規定による市町村森林經營管理事業の実施による經營管理
- (2) 森林經營管理法第35条第1項に規定された經營管理実施権配分計画【森林經營管理法第35条第1項に規定された經營管理実施権配分計画あるいは森林經營管理法第51条第1項に規定された権利集積配分一括計画】による經營管理実施権の設定及び当該經營管理実施権に基づく林業經營者による經營管理のいずれかが行われる。

7 当該森林に係る經營管理権集積計画【権利集積配分一括計画】の内容

番号	始期	存続期間	經營管理権に基づいて行われる經營管理の内容	販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において供託されるべき金銭の額の算定方法及び当該金銭の供託の時期	存続期間の満了時及び委託が解除されたものとみなされた時における清算の方法	備考
①						
②						

8 經営管理権及び經營管理実施権の設定に係る法律関係に関する事項

以上

(留意事項)

- 1 当該森林について定めることとする経営管理権集積計画【権利集積配分一括計画】を併せて公告すること。

(記載要領)

- 1 経営管理権集積計画の場合は、【】内の記載を削除し、権利集積配分一括計画の場合は、【】内の記載とすること。

年 月 日

○○都道府県知事

○○市町村長

所有者不明森林に係る公告の実施状況について

年 月 日に森林經營管理法第25条【森林經營管理法第53条において準用する同法第25条】の規定により公告したので、下記のとおり報告いたします。

記

1. 公告の内容
2. 1の公告を行った場所
(○年○月○日の○○市町村の公報又は○○市町村のホームページ（リンク）)

以上

農林水産大臣 殿

○○都道府県知事

所有者不明森林に係る公告の実施状況について

所有者不明森林に係る公告の実施状況について、下記のとおり報告いたします。

記

1. 公告の内容
2. 1の公告を行った場所
(○年○月○日の○○市町村の公報又は○○市町村のホームページ（リンク）)

以上

（記載要領）

1 経営管理権集積計画の場合は、【】内の記載を削除し、権利集積配分一括計画の場合は、【】内の記載とすること。

別記様式第35号（不明森林所有者による申出（第25条第3号））

申出書

年 月 日

○○市町村長 殿

住 所：○○○○
氏名又は名称：○○○○

下記森林の森林所有者であることを申し出ます。

記

1 申出者

フリガナ	
申出者の氏名 (又は名称)	
住 所	〒
電話番号	

2 森林の所在

所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)

以上

(留意事項)

- 1 本申出書には当該森林について権原を証する書面を添付すること。

別記様式第36号（経営管理権集積計画【権利集積配分一括計画】に関する裁定申請（第26条））

裁定申請書

年 月 日

○○都道府県知事 殿

○○市町村長

森林経営管理法第26条【森林経営管理法第53条において準用する同法第26条】の規定により下記のとおり、裁定を申請します。

記

1 申請に係る森林の所在等

番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積(ha)
①				
②				

2 当該申請に係る所有者不明森林についての経営管理の現況

3 当該申請に係る経営管理権集積計画【権利集積配分一括計画】の内容
(別添)

4 その他参考となるべき事項

(1) 裁定を申請する理由

(探索の実施状況、市町村に当該森林の経営管理権を集積することが必要かつ適当とする理由について記載すること。)

(2) 申請に係る森林の自然的経済的・社会的諸条件、その周辺の地域における土地の利用の動向その他の事情について記載すること。

以上

(記載要領)

1 経営管理権集積計画の場合は、【】内の記載を削除し、権利集積配分一括計画の場合は、【】内の記載とすること。

別記様式第37号（裁定の通知（第28条））

森林經營管理法第27条第1項【森林經營管理法第53条において準用する同法第27条第1項】の規定による
裁定に関する通知書
(裁定の申請の棄却の通知書)

年 月 日

○○市町村長 殿

○○都道府県知事

(裁定をする場合)

年 月 日付けで森林經營管理法第26条【森林經營管理法第53条において準用する同法第26条】の規定による裁定の申請のあった下記の森林について、同法第27条第1項【同法第53条において準用する同法第27条第1項】の規定により裁定をしたので、下記のとおり通知します。

(申請を棄却する場合)

年 月 日付けで森林經營管理法第26条【森林經營管理法第53条において準用する同法第26条】の規定による裁定の申請のあった下記の森林について、申請を棄却したので下記のとおり通知します。

記

1 森林の所在等

番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)
①				
②				

2 裁定の内容（申請の内容）

3 裁定の理由（棄却した理由）

4 その他必要な事項

以上

(記載要領)

1 経営管理権集積計画の場合は、【】内の記載を削除し、権利集積配分一括計画の場合は、【】内の記載とすること。

別記様式第38号（裁定後の公告（第28条））

公 告

下記森林について、森林経営管理法第27条第1項【森林経営管理法第53条において準用する同法第27条第1項】の規定により下記のとおり裁定をしたため公告する。

年 月 日
〇〇都道府県知事

記

1 裁定の対象森林

所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	備考

2 裁定により市町村が設定を受ける経営管理権の存続期間　自　年　月　日
　　　　　　　　　　　　　　　　　至　年　月　日

3 経営管理の内容 ○○、○○、○○

4 裁定の内容

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して 3 か月以内に、都道府県知事に審査請求書を提出して審査請求をすることができます。
 - 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して 6 か月以内に、都道府県を被告として（訴訟において都道府県を代表する者は都道府県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。
 - 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

以上

(記載要領)

- 1 経営管理権集積計画の場合は、【】内の記載を削除し、権利集積配分一括計画の場合は、【】内の記載とすること。

別記様式第39号（裁定の内容の変更に係る通知（第28条））

森林經營管理法第27条第1項【森林經營管理法第53条において準用する同法第27条第1項】の規定による
裁定の変更に関する通知書

年 月 日

○○市町村長 殿

（確知森林所有者に通知する場合は当該森林所有者名）

○○都道府県知事

年 月 日付けで行った森林經營管理法第27条第1項【森林經營管理法第53条において準用する同法第27条第1項】の規定による裁定について、下記のとおり変更したので、下記のとおり通知します。

記

1 森林の所在等

番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)
①				
②				

2 変更内容

3 変更理由等

4 その他必要な事項

以上

（記載要領）

1 経営管理権集積計画の場合は、【】内の記載を削除し、権利集積配分一括計画の場合は、【】内の記載とすること。

別記様式第40号（裁定を変更した後の公告（第28条））

公 告

年 月 日付けで行った、森林経営管理法第 27 条第 1 項【森林経営管理法第 53 条において準用する同法第 27 条第 1 項】の規定による裁定について、下記のとおり変更（もしくは裁定の申請を棄却）したため公告する。

年 月 日
○○都道府県知事

記

1 裁定を変更した対象森林

所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	備考

2 変更後の経営管理権の存続期間 自 年 月 日
至 年 月 日

3 変更後の経営管理の内容 ○○、○○、○○

4 変更後の裁定の内容

以上

(記載要領)

1 経営管理権集積計画の場合は、【】内の記載を削除し、権利集積配分一括計画の場合は、【】内の記載とすること。

別記様式第41号（経営管理権集積計画【権利集積配分一括計画】の公告（所有者不明森林ver））

公 告

下記森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画【森林経営管理法第51条第1項の規定により権利集積配分一括計画】を定めたため、同法第7条第1項【同法第52条第1項】の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画【権利集積配分一括計画】については、下記場所において公開する。

年 月 日
○○市町村長

記

1 経営管理権集積計画【権利集積配分一括計画】の対象森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	経営管理権の存続期間	【経営管理実施権の存続期間】	備考
集〇 【括〇】							

2 公開場所 ○○市町村○○課、○○市町村のホームページ（リンク）

3 本公告により、○○市町村に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される【○○市町村に経営管理権及び経営管理受益権が、構想適合事業者に経営管理実施権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される】。

4 当該経営管理権集積計画【権利集積配分一括計画】は、森林経営管理法第28条第3項【森林経営管理法第53条において準用する同法第28条第3項】の規定により、所有者不明森林に係る同意みなしにより定められた計画であることから、不明森林所有者として計画に同意したとみなされた者は、次に掲げる場合において、○○市町村に計画の取消しを申し出ることができる。

(1) 経営管理実施権配分計画が定められていない場合であって、公告があった日から起算して5年を経過したとき。

(2) 経営管理実施権配分計画が定められている場合であっても、

① 経営管理実施権の設定を受けた民間事業者の同意を得ているとき。

② 予見し難い経済情勢の変化その他やむを得ない事情があり、かつ経営管理実施権の設定を受けた民間事業者に通常生ずべき損失の補償をしたとき。

【(1) 経営管理実施権の設定を受けた構想適合事業者の同意を得ている場合。

(2) 予見し難い経済情勢の変化その他やむを得ない事情があり、かつ経営管理実施権の設定を受けた構想適合事業者に通常生ずべき損失の補償をした場合。】

以上

(記載要領)

- 森林の所在等の情報については、定めた経営管理権集積計画【権利集積配分一括計画】の内容を記載すること。
- 経営管理権集積計画の場合は、【】内の記載を削除し、権利集積配分一括計画の場合は、【】内の記載と

すること。

別記様式第42号（同意したとみなされた不明森林所有者による取消申出（第30条、第31条））

年 月 日

○○市町村長 殿

住 所：○○○○
氏名又は名称：○○○○

所有者不明森林に係る取消しの申出

下記森林についての経営管理権集積計画【権利集積配分一括計画】の取消しを申し出ます。

記

1. 申出者

フリガナ	
申出者の氏名 (又は名称)	
住 所	〒
電話番号	

2 経営管理権集積計画【権利集積配分一括計画】の取消しを希望する森林

所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)

3 当該申出の理由

以上

＜添付書類＞

(1) 当該森林について権原を証する書面

(当該森林について経営管理実施権が設定されている場合)

(1)に加え①、②のいずれかの書面を併せて添付すること (②の場合は②-1及び②-2両方)

① 経営管理実施権の設定を受けた民間事業者【構想適合事業者】の同意書

②-1 予見しがたい経済情勢の変化その他やむを得ない事情を証する書面

②-2 経営管理実施権の設定を受けた民間事業者【構想適合事業者】に通常要すべき費用を補償したこと
がわかる証明書

(記載要領)

1 経営管理権集積計画の場合は、【】内の記載を削除し、権利集積配分一括計画の場合は、【】内の記載と
すること。

別記様式第43号（計画を取り消す際の公告（第32条））

公 告

年 月 日に、下記森林に関して定められた経営管理権集積計画【権利集積配分一括計画】を取り消すこととしたため、公告する。

年 月 日
○○市町村長

記

1 経営管理権集積計画【権利集積配分一括計画】を取り消すこととした森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	備考
集○ 【括○】					

2 経営管理権集積計画【権利集積配分一括計画】を取り消すこととした理由

以上

(記載要領)

- 森林の所在等の情報については、取り消すこととした経営管理権集積計画【権利集積配分一括計画】の内容を記載すること。
- 経営管理権集積計画の場合は、【】内の記載を削除し、権利集積配分一括計画の場合は、【】内の記載とすること。

経営管理権集積計画【権利集積配分一括計画】を取り消すことに関する通知書

年 月 日

○○○○ 殿

（森林所有者名又は林業経営者名）

○○市町村長

年 月 日に、下記森林に関して定めた経営管理権集積計画【権利集積配分一括計画】を取り消したため通知する。

記

1 経営管理権集積計画【権利集積配分一括計画】を取り消すこととした森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積(ha)	備考
集○ 【括○】					

2 経営管理権集積計画【権利集積配分一括計画】を取り消すこととした理由

以上

（記載要領）

1 森林の所在等の情報については、取り消すこととした経営管理権集積計画【権利集積配分一括計画】の内容を記載すること。

2 経営管理権集積計画の場合は、【】内の記載を削除し、権利集積配分一括計画の場合は、【】内の記載すること。

＜確知所有者不同意森林に係る特例＞

別記様式第 45 号（経営管理権集積計画【権利集積配分一括計画】に不同意の者に対する同意勧告（第 16 条））

勧 告 書

年 月 日

○○○○殿

（森林所有者名）

○○市町村長

森林経営管理法第 16 条【森林経営管理法第 53 条において準用する同法第 16 条】の規定により下記のとおり経営管理権集積計画【権利集積配分一括計画】に同意するよう勧告する。

記

1 勧告の対象となる森林

番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)
①				
②				

2 勧告の対象となる経営管理権集積計画【権利集積配分一括計画】 (別添)

3 経営管理権集積計画【権利集積配分一括計画】に同意すべき理由

〔注意事項〕

- 当該勧告をした日から起算して 2 月以内に当該森林について経営管理の方針を示さず、かつ経営管理権集積計画【権利集積配分一括計画】に同意をしなかった場合には、都道府県知事に対し、上記森林について裁判を申請することがあります。

以上

〔記載要領〕

- 経営管理権集積計画の場合は、【】内の記載を削除し、権利集積配分一括計画の場合は、【】内の記載とすること。

裁定申請書

年 月 日

○○都道府県知事 殿

○○市町村長

森林経営管理法第 17 条【森林経営管理法第 53 条において準用する同法第 17 条】の規定により下記のとおり、裁定を申請します。

記

1 当該申請に係る森林の所在等

番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)
①				
②				

2 当該申請に係る森林の森林所有者

フリガナ	
申出者の氏名	
住 所	〒

3 当該申請に係る森林についての経営管理の現況

4 希望する経営管理権集積計画【権利集積配分一括計画】の内容

(別添)

5 その他参考となるべき事項

(1) 裁定を申請する理由

(勧告を実施した年月日、勧告の内容、市町村に当該森林の経営管理権を集積することが必要かつ適当とする理由等について記載すること。)

(2) 申請に係る森林の自然的経済的・社会的諸条件、その周辺の地域における土地の利用の動向その他の事情について記載すること。

以上

(記載要領)

1 経営管理権集積計画の場合は、【】内の記載を削除し、権利集積配分一括計画の場合は、【】内の記載とすること。

裁定の申請に関する通知書

年 月 日

○○○○殿
(森林所有者名)

○○都道府県知事

下記森林については、森林経営管理法第 17 条【森林経営管理法第 53 条において準用する同法第 17 条】の規定により裁定が申請されたので、同法第 18 条第 1 項【同法第 53 条において準用する同法第 18 条第 1 項】の規定により通知します。

なお、○年○月○日までにこれに係る意見書を提出できますので、お知らせします。

記

1 森林の所在等

番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)
①				
②				

2 裁定を申請した市町村名

○○市町村

3 ○○市町村が希望する経営管理権集積計画【権利集積配分一括計画】の内容

4 その他参考となる事項

(○○市町村から提出された裁定の申請書の写し等)

以上

(記載要領)

1 経営管理権集積計画の場合は、【】内の記載を削除し、権利集積配分一括計画の場合は、【】内の記載とすること。

裁定の申請に関する意見書

年 月 日

○○都道府県知事 殿

住 所：○○○○
氏名又は名称：○○○○

年 月 日付けの○○市町村からの裁定の申請に関する通知について、下記のとおり意見書を提出します。

記

1 申出者

フリガナ	
申出者の氏名 (又は名称)	
住 所	〒
電話番号	

2 当該森林について有する権利の種類及び内容

3 経営管理権集積計画【権利集積配分一括計画】の内容に同意しない理由

4 当該森林の利用の状況及び利用計画

5 意見の趣旨及びその理由

6 その他参考となるべき事項

以上

（記載要領）

1 経営管理権集積計画の場合は、【】内の記載を削除し、権利集積配分一括計画の場合は、【】内の記載とすること。

森林經營管理法第 19 条第 1 項【森林經營管理法第 53 条において準用する同法第 19 条第 1 項】に規定する裁定に関する通知書（裁定の申請の棄却の通知書）

年 月 日

○○市町村長 殿

（確知森林所有者に通知する場合は当該森林所有者名）

○○都道府県知事

（裁定をする場合）

年 月 日付けで森林經營管理法第 17 条【森林經營管理法第 53 条において準用する同法第 17 条】の規定による裁定の申請のあった下記の森林について、同法第 19 条第 1 項【同法第 53 条において準用する同法第 19 条第 1 項】の規定により裁定をしたので、下記のとおり通知します。

（申請を棄却する場合）

年 月 日付けで森林經營管理法第 17 条【森林經營管理法第 53 条において準用する同法第 17 条】の規定による裁定の申請のあった下記の森林について、申請を棄却したので下記のとおり通知します。

記

1 森林の所在等

番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)
①				
②				

2 裁定の内容（申請の内容）

3 裁定の理由（棄却した理由）

4 その他必要な事項

（確知森林所有者に通知する場合の教示）

- この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、都道府県知事に審査請求書を提出して審査請求することができます。
- この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、都道府県を被告として（訴訟において都道府県を代表する者は都道府県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(記載要領)

- 1 経営管理権集積計画の場合は、【】内の記載を削除し、権利集積配分一括計画の場合は、【】内の記載とすること。

別記様式第 50 号（裁定の内容の変更に係る通知（第 20 条））

森林經營管理法第 19 条第 1 項【森林經營管理法第 53 条において準用する同法第 19 条第 1 項】に規定による
裁定の変更に関する通知書

年　　月　　日

○○市町村長 殿

（確知森林所有者に通知する場合は当該森林所有者名）

○○都道府県知事

年　　月　　日付けで行った裁定について、下記のとおり変更したので、森林經營管理法第 20 条第 1 項【森林經營管理法第 53 条において準用する同法第 20 条第 1 項】の規定により下記のとおり通知します。

記

1 森林の所在等

番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)
①				
②				

2 変更内容

3 変更理由

4 その他必要な事項

以上

（記載要領）

1 経営管理権集積計画の場合は、【】内の記載を削除し、権利集積配分一括計画の場合は、【】内の記載とすること。

公 告

下記森林について、森林経営管理法第 4 条第 1 項の規定により経営管理権集積計画【森林経営管理法第 51 条第 1 項の規定により権利集積配分一括計画】を定めたため、同法第 7 条第 1 項【同法第 52 条第 1 項】の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画【権利集積配分一括計画】については、下記場所において公開する。

年 月 日
○○市町村長

記

1 経営管理権集積計画【権利集積配分一括計画】の対象森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	経営管理権の存続期間	【経営管理実施権の存続期間】	備考
集〇 【括〇】							

2 公開場所 ○○市町村○○課、○○市町村のホームページ（リンク）

3 本公告により、○○市町村に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される【○○市町村に経営管理権及び経営管理受益権が、構想適合事業者に経営管理実施権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される】。

4 当該経営管理権集積計画【権利集積配分一括計画】は、森林経営管理法第 20 第 3 項【森林経営管理法第 53 条において準用する同法第 20 条第 3 項】により、確知所有者不同意森林に係る同意みなしにより定められた計画であることから、不同意であり意見書を提出したにも関わらず同意したものとみなされた者は、次に掲げる場合において、○○市町村に計画の取消しを申し出ることができる。

(1) 経営管理実施権配分計画が定められていない場合であって、公告があった日から起算して 5 年を経過したとき。

(2) 経営管理実施権配分計画が定められている場合であっても、

① 経営管理実施権の設定を受けた民間事業者の同意を得ている場合。

② 予見し難い経済情勢の変化その他やむを得ない事情があり、経営管理実施権の設定を受けた民間事業者に通常生ずべき損失の補償をした場合。

【(1) 経営管理実施権の設定を受けた構想適合事業者の同意を得ている場合。

(2) 予見し難い経済情勢の変化その他やむを得ない事情があり、かつ経営管理実施権の設定を受けた構想適合事業者に通常生ずべき損失の補償をした場合。】

以上

(記載要領)

1 森林の所在等の情報については、定めた経営管理権集積計画の内容を記載すること。

2 経営管理権集積計画の場合は、【】内の記載を削除し、権利集積配分一括計画の場合は、【】内の記載とすること。

年 月 日

○○市町村長 殿

住 所：○○○○
氏名又は名称：○○○○

確知所有者不同意森林に係る取消しの申出

下記森林についての経営管理権集積計画【権利集積配分一括計画】の取消しを申し出ます。

記

1. 申出者

フリガナ	
申出者の氏名 (又は名称)	
住 所	〒
電話番号	

2 経営管理権集積計画【権利集積配分一括計画】の取消しを希望する森林

所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)

3 当該申出の理由

以上

＜添付書類＞

(1) 都道府県知事に提出した意見書

(当該森林について経営管理実施権が設定されている場合)

(1)に加え①、②のいずれかの書面を併せて添付すること (②の場合は②-1 及び②-2 両方)

① 経営管理実施権の設定を受けた民間事業者【構想適合事業者】の同意書

②-1 予見しがたい経済情勢の変化その他やむを得ない事情を証する書面

②-2 経営管理実施権の設定を受けた民間事業者【構想適合事業者】に通常要すべき費用を補償したことがわかる証明書

(記載要領)

1 経営管理権集積計画の場合は、【】内の記載を削除し、権利集積配分一括計画の場合は、【】内の記載とする

公 告

年 月 日に、下記森林に関して定めた経営管理権集積計画【権利集積配分一括計画】を取り消したため、公告する。

年 月 日

○○市町村長

記

1 経営管理権集積計画【権利集積配分一括計画】を取り消した森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)
集〇 【括〇】				

2 経営管理権集積計画【権利集積配分一括計画】を取り消すこととした理由

以上

(記載要領)

- 森林の所在等の情報については、取り消す経営管理権集積計画【権利集積配分一括計画】の内容を記載すること。
- 経営管理権集積計画の場合は、【】内の記載を削除し、権利集積配分一括計画の場合は、【】内の記載とすること。

経営管理権集積計画【権利集積配分一括計画】を取り消した旨の通知書

年 月 日

○○○○殿

（森林所有者名又は林業経営者名）

○○市町村長

年 月 日に、下記森林に関して定めた経営管理権集積計画【権利集積配分一括計画】を取り消したため通知する。

記

1 経営管理権集積計画【権利集積配分一括計画】を取り消した森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	備考
集○ 【括○】					

2 経営管理権集積計画【権利集積配分一括計画】を取り消すこととした理由

以上

（記載要領）

- 森林の所在等の情報については、取り消すこととした経営管理権集積計画【権利集積配分一括計画】の内容を記載すること。
- 経営管理権集積計画の場合は、【】内の記載を削除し、権利集積配分一括計画の場合は、【】内の記載とすること。

＜経営管理支援法人＞

別記様式第 55 号（市町村森林経営管理支援法人の指定等に関する事務取扱要綱（例）（第 57 条））

〇〇市経営管理支援法人の指定等に関する事務取扱要綱（例）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号。以下「法」という。）第 57 条第 1 項の規定に基づく経営管理支援法人（以下「支援法人」という。）の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（指定の申請）

第 2 条 法第 57 条の第 1 項の規定による支援法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、経営管理支援法人申請書（様式第 1 号）を市長に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- 一 定款
- 二 登記事項証明書
- 三 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
- 四 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- 五 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
- 六 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- 七 これまでの森林の集積・集約化に関する活動実績を記載した書面
- 八 法第 58 条各号に規定する業務に関する計画書
- 九 前各号に掲げるもののほか、支援法人の業務に関し参考となる書類

（支援法人の指定）

第 3 条 市町村の長は、前条第 1 項の規定による申請書の提出があった場合において、申請内容が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、法第 57 条第 1 項の規定により、当該申請者を支援法人として指定するものとする。

- 一 申請者が、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は森林の集積・集約化を図る活動を行うことを目的とする会社等であること。
 - 二 第 8 条の規定により、指定を取り消され、その取消しの日から〇年を経過しない者でないこと。
 - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から〇年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）がその事業活動を支配するものでないこと。
 - 四 役員のうちに次のいずれかに該当する者がないこと。
 - イ 未成年者
 - ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から〇年を経過しない者
 - ニ 心身の故障により業務を適正に遂行することができない者
 - ホ 暴力団員等
 - 五 申請者が支援法人として行おうとする業務の方法が、法第 58 条各号に規定する業務として適切なものであること。
 - 六 申請者が、必要な人員の配置、個人情報の保護その他業務を適正かつ確実に遂行するために必要な措置を講じていること。
 - 七 申請者が、業務を的確かつ円滑に遂行するために必要な経理的基礎を有すること。
- 2 前項の指定の有効期間は、当該指定の日から起算して〇年とする。
- 3 市長は、申請者を支援法人として指定した場合は、経営管理支援法人指定書（様式第 2 号）により当該申請者に通知するものとする。

(名称等の変更)

- 第4条 法第57条第3項の規定による変更の届出は、名称等変更届出書（様式第3号）により行うものとする。
2 支援法人は、その業務の内容を変更しようとするときは、あらかじめ業務変更届出書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

(業務の廃止)

- 第5条 支援法人は、その業務を廃止したときは、直ちに業務廃止届出書（様式第5号）により市長に届け出るものとする。
2 市長は、前項の規定による業務の廃止の届出を受けたときは、法第57条第1項の規定による指定を取り消すとともに、遅滞なく、当該支援法人の名称又は商号、住所、事務所又は営業所の所在地及び業務の廃止の届出を受けた年月日を公示するものとする。

(事業の報告)

- 第6条 支援法人は、市長から求めがあった場合には、事業計画書、収支予算書、事業報告書、収支決算書及び貸借対照表を市長に提出するものとする。

(改善命令)

- 第7条 市長は、法第59条第2項の規定により、支援法人が業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、支援法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(指定の取消し)

- 第8条 市長は、法第59条第3項の規定により、支援法人が法第59条第2項の規定による命令に違反したときのほか、第3条第1項第1号、第3号若しくは第4号に掲げる要件に該当しないこととなったとき又は不正な手段により指定を受けたときは、第3条の規定による指定を取り消すことができる。
2 市長は、前項の規定により指定の取消しを行う場合は、指定取消書（様式第6号）により当該支援法人に通知するものとする。

(その他)

- 第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、〇年〇月〇日から施行する。

この要綱（例）は、一般的な記載例として掲載しているものです。
地域の実情や支援法人に求める業務の内容に応じて要件を追加するなど、
適宜修正のうえご活用ください。

経営管理支援法人指定申請書

年 月 日

○○市町村長

(法人の住所)
(法人の名称又は商号)
(代表者氏名)
(事務所又は営業所の所在地)

森林経営管理法（平成30年法律第35号。以下「法」という。）第57条第1項の規定による経営管理支援法人の指定を受けたいので、下記の書類を添え、申請します。

記

- 1 定款
- 2 登記事項証明書
- 3 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
- 4 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- 5 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
- 6 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- 7 これまでの森林の集積・集約化に関する活動実績を記載した書面
- 8 法第58条各号に規定する業務に関する計画書
- 9 その他業務に関し参考となる書類

以上

経営管理支援法人指定書

年 月 日

(法人の住所)

(法人の名称又は商号)

〇〇市町村長

年 月 日付の申請については、審査の結果、業務を適正かつ確実に行うことができると認められることから、下記のとおり森林経営管理法（平成30年法律第35号）第57条第1項の規定による経営管理支援法人として指定します。

記

1 法人の名称又は商号 :

2 法人の住所 :

3 事務所又は営業所の所在地 :

4 業務内容 :

5 指定の期間 :

6 指定にあたっての要件その他の事項 :

以上

名称等変更届出書

年 月 日

○○市町村長

(経営管理支援法人の名称)
(代表者氏名)

森林経営管理法（平成30年法律第35号）第57条第3項の規定により届け出ます。

変更予定年月日	年 月 日	
変更する事項	<input type="checkbox"/> 法人の名称又は商号 <input type="checkbox"/> 法人の住所 <input type="checkbox"/> 法人の事務所又は営業所の所在地	
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		

※該当する□にレ印を記入してください。

業務変更届出書

年 月 日

○○市町村長

(経営管理支援法人の名称)
(代表者氏名)

○○市経営管理支援法人の指定等に関する事務取扱要綱第4条第2項の規定により届け出ます。

変更予定年月日	年 月 日	
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		

業務廃止届出書

年 月 日

〇〇市町村長

(経営管理支援法人の名称)
(代表者氏名)

経営管理支援法人の業務を廃止したので、〇〇市経営管理支援法人の指定等に関する事務取扱要綱第5条第1項の規定により届け出ます。

廃止年月日	年 月 日
廃止の理由	

経営管理支援法人指定取消書

年 月 日

(経営管理支援法人の名称)

(代表者氏名) 様

〇〇市町村長

〇〇市経営管理支援法人の指定等に関する事務取扱要綱第8条の規定により、経営管理支援法人の指定を取消します。

指定取消年月日	年 月 日
指定取消の理由	

森林所有者関連情報提供請求書

年 月 日

〇〇市町村長 殿

(法人の住所)
(氏名または名称)

森林經營管理法（平成 30 年法律第 35 号。以下「法」という。）第 60 条第 2 項の規定に基づき、下記 1 の対象森林の所有者関連情報の提供を下記のとおり求めます。

記

1. 対象森林の所在及び地番

（土地）

所在 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目
地番 〇番〇

2. 業務の種類及び内容

業務の種類 法第 58 条第 4 号に基づく業務

業務の内容 自身の所有する森林において間伐等の施業を行う意向のある者がおり、当該森林で効率的に施業を行うためには 1 の森林もまとめることが合理的であることから当法人において所有者を探索して所有者への紹介や相談対応を行う予定である。1 の森林等は集落にも近く管理が必要な森林であり、公益的機能の発揮の観点から施業が必要な森林である。

3. 森林所有者関連情報の提供を求める理由

対象森林の登記事項証明書を取得したところ、所有権の登記名義人として〇〇 〇〇 及びその住所が記載されていた。そこで、当該住所に宛てて所有者であるか否かを確認する旨の書面の送付を行ったところ、「あて所に尋ねあたりません」として返送してきた。

そのため、貴市において森林の所有者として記録されている者の氏名又は名称、住所及び連絡先を取得する必要がある。

4. その他森林の所有者関連情報の提供について必要な事項

（1）個人情報の安全管理のための措置の概要

① 基本方針の策定

個人データの適正な取扱いの確保について組織として取り組むために、「関係法令・ガイドライン等の遵守」、「安全管理措置に関する事項」、「質問及び苦情処理の窓口」について定めた基本方針を策定している。

② 個人データの取扱いに係る規律の整備

個人データの取得、利用、保存、提供、削除・廃棄等の段階ごとに、取扱方法、責任者・担当者及びその任務等について定める取扱規程を策定している。

③ 組織的安全管理措置

個人データの取扱いに関する責任者の設置及び責任の明確化、個人データを取り扱う従業者及びその取り扱う個人データの範囲の明確化など、組織体制の整備を行っている。また、法令、①の基本方針又は②の取扱規程に違反している事実又は兆候を把握した場合や個人データの漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合の責任者への報告連絡体制を整備している。

④ 人的安全管理措置

年1回、役職員に対し個人データの取扱いに関する研修を実施している。

⑤ 物理的セキュリティ措置

盗難等防止のための措置として、個人データを取り扱う機器や個人データが記載された書類を施錠できる書庫に保管している。個人データが記録された電子媒体又は書類等を持ち運ぶ場合、電子媒体にあってはパスワードによる保護を行った上で、施錠できる搬送容器を利用していいる。情報システムにおいて、個人データを削除する場合、容易に復元できない手段を採用している。個人データが記録された機器、電子媒体等を廃棄する場合、専用のデータ削除ソフトウェアを使用している。個人データが記載された書類等を廃棄する際には、シュレッダー処理を行っている。

⑥ 技術的セキュリティ措置

個人データを取り扱う情報システムを使用する従業者が正当なアクセス権を有する者であることをユーザーID及びパスワードによって識別・認証している。

個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護するため、セキュリティ対策ソフトウェアを導入するとともに、自動更新機能を活用し、ソフトウェア等を最新状態とする。

情報システムの使用に伴う漏えい等を防止するため、情報システムの設計時に安全性を確保し、継続的に見直す。また、移送する個人データについて、パスワード等による保護を行う。

(2) 誓約事項

次の3点について誓約します。

- ① 取得した森林所有者関連情報を本業務の実施以外の目的で利用しないこと。
- ② 取得した森林所有者関連情報について、所有者本人の同意を得た場合を除き、第三者に提供しないこと。
- ③ 本業務を実施しないことになった場合には、取得した森林所有者関連情報を適切に廃棄すること。

※2～4に掲げた内容は記載例である。

森林所有者関連情報同意依頼書

年 月 日

○○○○殿

○○市町村長

森林經營管理法（平成 30 年法律第 35 号。以下「法」という。）第 60 条第 2 項の規定に基づき、下記 2 の法第 57 条第 1 項に規定する經營管理支援法人から、その業務の実施のため、下記 3 の土地について下記 4 の業務を行うために森林所有者を知る必要があるとして、森林所有者関連情報の提供の求めがありました。つきましては、林地台帳に記録されている下記 1 の森林所有者関連情報を、下記 2 の者に提供することについて同意いただけるかどうか、○年○月○日までに、同封の確認書にて、御回答をお願いいたします。

記

1. 提供の対象となる森林所有者関連情報

氏名 ○○ ○○

住所 ○○県○○市○○町○丁目○番○号

連絡先 ○○○-○○○-○○○○

2. 經営管理支援法人

名称 特定非営利活動法人○○

住所 ○○県○○市○○町○丁目○番○号

注：經營管理支援法人が一般社団法人であるときは、森林所有者関連情報の提供先として、「○○法人及びその所属事業者」と明記することも考えられる。

3. 対象森林の所在及び地番又は家屋番号

（土地）

所在 ○県○○市○○町○丁目

地番 ○番○

4. 業務の種類及び内容

業務の種類 法第 57 条第 4 号に基づく業務

業務の内容 自身の所有する森林において間伐等の施業を行う意向のある者がおり、当該森林で効率的に施業を行うためには 1 の森林もまとめることが合理的であることから当法人において森林所有者を探索して所有者への紹介や相談対応を行う予定である。1 の森林等は集落にも近く管理が必要な森林であり、公益的機能の発揮の観点から施業が必要な森林である。

【留意事項】

- 同意いただけなかった場合や回答いただけなかった場合、上記 1 の森林所有者関連情報が提供されることはありません。
- 上記 2 の者は、上記 1 の情報の提供の請求に当たり、以下の点について誓約しています。
 - ① 取得した森林所有者関連情報を本業務の実施以外の目的で利用しないこと。
 - ② 取得した森林所有者関連情報について、所有者本人の同意を得た場合を除き、第三者に提供しないこと。
 - ③ 本業務を実施しないことになった場合には、取得した森林所有者関連情報を適切に廃棄すること。

(送付先・お問合せ先)

〇〇市 〇〇部 〇〇課 担当：〇〇

住所 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

以上

森林所有者関連情報提供についての確認書

年 月 日

〇〇市町村長 殿

〇〇〇〇

〇年〇月〇日付でお尋ねのあった森林所有者関連情報を提供することについて、

同意します。

※下記 1 の所有者関連情報の一部に提供することに同意しないものがある場合は、当該提供することに同意しない情報が何か分かるよう、以下に記載をお願いします。

下記 1 の所有者関連情報のうち、提供することに同意しないもの： ()

同意しません。

記

1. 提供される森林所有者関連情報

氏名 〇〇 〇〇

住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

連絡先 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

2. 情報提供を受ける者

名称 特定非営利活動法人〇〇

住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

※囲み内だけご記入ください。

注：囲み内以外の「〇〇（空欄）」の箇所は、市町村により予め記入した上で、参考様式 2 を同封して送付することが考えられる。

注：情報提供を受ける者が一般社団法人であるときは、例えば「〇〇法人及びその所属事業者」と記載することも考えられる。

森林所有者関連情報提供書

年 月 日

（経営管理支援法人の名称）
（代表者氏名） 様

〇〇市町村長

〇年〇月〇日付で求めのあった森林所有者関連情報について、森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）第 60 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり提供します。

記

対象森林の所在及び地番	土地	所在：〇県〇〇市〇〇町〇丁目 地番：〇番〇
森林所有者関連情報	氏名又は名称	〇〇 〇〇
	住所	住所 〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇
	連絡先	連絡先 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

注：森林所有者が異なる場合や、所有者が複数人いる場合（共有である場合）には、適宜欄を追加するなどして様式を活用。

以上

森林所有者関連情報を提供できないことの通知書

年 月 日

（経営管理支援法人の名称）

（代表者氏名） 様

〇〇市町村長

〇年〇月〇日付で求めのあった下記 1 の森林所有者関連情報について、下記 2 の理由により提供することができないため、通知します。

記

1. 対象森林の所在及び地番

（土地）

所在 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目

地番 〇番〇

2. 森林所有者関連情報を提供することができない理由

（例 1） 森林所有者関連情報を提供することについて、本人から同意しない旨の回答があつたため。

（例 2） 森林所有者関連情報を提供することについて、本人の同意を取得しようとしたが、（情報提供同意取得書は本人に届いたが期日までに回答がなかった／情報提供同意取得書が宛先不明で返送されたため本人に届かなかつた）ため。

（例 3） 対象森林は林地台帳に記録されておらず、求めがあつた森林所有者関連情報を保有していないため。

（例 4） 実施しようとする業務が経営管理支援法人としての業務に該当せず（経営管理支援法人としての業務のために必要とは言えず）、森林所有者関連情報の提供の請求と認められないため。

注：行政不服審査法上の取扱いにも留意すること。

以上

経営管理権集積計画作成申出書

年 月 日

○○市町村長 殿

○○○○

（申請者氏名・名称）

下記留意事項について承諾の上、下記のとおり経営管理権集積計画の作成を希望しますので申し出ます。

記

1. 申出者

フリガナ	
申出者氏名・名称	
主たる事務所の所在地	〒
電話番号	

2. 経営管理権集積計画の作成を希望する森林

所在・地番	林班・小班	地目	面積(ha)	森林の現況	経営管理の状況	備考 (境界の把握状況や申出者以外に使用収益を目的とする権利を有する者の有無等)

※経営管理権集積計画の作成を希望する森林の位置が分かる地図を添付すること。

※所在、地番、林班、面積などが分からぬ場合には、記載不要

3. その他参考となるべき事項

（留意事項）

- 1 本申出書はあくまで市町村に対し経営管理集積計画を作成するよう申出するものであり、経営管理集積計画の作成にいたらないこともあります。

（備考）

- 1 経営管理集積計画の作成を希望する森林の欄は、必要に応じ、行を加除することができます。

以上

集約化構想作成申出書

年 月 日

○○市町村長 殿

○○○○

（申請者氏名・名称）

下記留意事項について承諾の上、下記のとおり集約化構想の作成を希望しますので申し出ます。

記

1 申出者

フリガナ	
申出者氏名・名称	
主たる事務所の所在地	〒
電話番号	

2 集約化構想の作成を希望する森林

所在・地番	林班・小班	面積 (ha)	備考

※集約化構想の作成を希望する森林の位置が分かる地図を添付すること。

※所在、地番、林班、面積などが分からぬ場合には、記載不要

3. その他参考となるべき事項

（留意事項）

- 1 本申出書はあくまで市町村に対し集約化構想を作成するよう申出するものであり、集約化構想の作成にいたらないこともあります。

（備考）

- 1 集約化構想の作成を希望する森林の欄は、必要に応じ、行を加除することができます。

以上

＜災害等防止措置命令等＞

別記様式第 62 号（災害等防止措置命令（第 62 条））

災害等防止措置命令書

年 月 日

○○○○殿

○○市町村長

下記森林は災害等防止措置を講ずる必要があるため、下記のとおり命ずる。

記

1 講すべき災害等防止措置の内容

(1) 災害等防止措置命令の対象となる森林

番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)
①				
②				

(2) 災害等防止措置を講ずる方法、伐採後に植栽を行う場合にあっては伐採後に植栽する樹種別の植栽本数

2 災害等防止措置命令の年月日及び履行期限

3 災害等防止措置命令を行う理由

4 森林經營管理法第 63 条第 1 項各号の規定に該当すると認められるときは、同項の規定により災害等防止措置の全部又は一部を市町村の長が自ら講ずることがある旨及び当該災害等防止措置に要した費用を徴収することがある旨

(教示)

1 この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、市町村長に審査請求書を提出して審査請求することができます。

2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、市町村を被告として（訴訟において市町村を代表する者は市町村長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

[注意事項]

この通知に定められた伐採又は保育を実施した場合には、遅滞なくその旨を書面により報告すること。

以上

(注)

1. 災害等防止措置命令の対象となる森林の位置を示す森林計画図等を添付する。

公 告

下記森林は災害等防止措置を講ずる必要があるため、森林經營管理法第 63 条第 1 項の規定に基づき公告する。

年 月 日

○○市町村長

記

- 1 この公告は、下記の森林の森林所有者に対し、災害等防止措置を講ずべきことを命ずるにあたり、当該森林所有者を確知できないことから行うものである。
- 2 下記の森林の森林所有者は、この公告の日から起算して○○月以内に、次に掲げる災害等防止措置を講ずるものとする。
- 3 上記期限までに当該措置を講じないときは、○○市町村が当該措置を講じ、当該措置に要した費用を当該森林所有者から徴収することがある。

（講ずべき災害等防止措置の内容）

- (1) 災害等防止措置を講ずべき森林

番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)
①				
②				

- (2) 災害等防止措置を講ずる方法、伐採後に植栽を行う場合にあっては伐採後に植栽する樹種別の植栽本数

以上

＜都道府県による森林経営管理事務の代替執行＞

別記様式第 64 号（代替執行に係る規約（第 68 条）（模範例））

○○都道府県

森林経営管理事務の代替執行に関する規約

○○市町村

年 月 日

（代替執行を行う森林経営管理事務の範囲）

第 1 条 ○○市町村における次に掲げる事務（以下「代替執行事務」という。）の管理及び執行を○○都道府県が代替執行するものとする。

- (1) 意向調査に関する事務
- (2) 経営管理権集積計画の作成に関する事務
- (3) 市町村森林経営管理事業に関する事務
- (4) 経営管理実施権配分計画の作成に関する事務

（代替執行事務の管理及び執行方法）

第 2 条 前条に掲げる事務の管理及び執行については、○○市町村の条例及び規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

（代替執行事務に要する経費の支弁の方法）

第 3 条 代替執行事務の管理及び執行に要する経費は、○○市町村の負担とし、○○市町村はあらかじめ、これを○○都道府県に交付するものとする。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、○○都道府県知事が○○市町村長と協議して定める。この場合において、○○市町村長は、あらかじめ、代替執行事務に要する経費の見積に関する書類（事業計画案その他財政計画の参考となるべき書類を含む。）を○○都道府県知事に送付しなければならない。

（予算の計上）

第 4 条 ○○都道府県知事は、代替執行事務の管理及び執行にかかる収入及び支出については、○○都道府県歳入歳出予算において分別して計上するものとする。

（経費の繰越使用）

第 5 条 ○○都道府県知事は、各年度において、その代替執行事務の執行にかかる予算に残額がある場合においては、これを翌年度における代替執行事務の管理及び執行に要する経費として繰り越して使用するものとする。この場合においては、○○都道府県知事は繰越金の生じた理由を附記した計算書を当該年度の出納閉鎖後速やかに○○市町村長に提出しなければならない。

（連絡会議）

第 6 条 ○○都道府県知事は、代替執行事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、○○市町村長と年〇回定期に連絡会議を開くものとする。ただし、○○市町村長の申し出がある場合においては、臨時に連絡会議を開くことができる。

（条例等改正の場合の措置）

第 7 条 代替執行事務の管理及び執行について適用される○○都道府県又は○○市町村の条例等の全部若しくは一部を変更しようとする場合においては、○○都道府県知事又は○○市町村長は、あらかじめ○○市町村長又は○○都道府県知事に通知しなければならない。

2 ○○都道府県又は○○市町村は前項の規定による通知があったときは、直ちに当該条例等を公表しなければならない。

附 則

- 1 この規約は、令和〇年〇月〇日から施行する。
- 2 〇〇市町村長は、この規約の告示の際、併せて代替執行事務に関する〇〇都道府県知事の条例が、〇〇市町村長に適用される旨及びこれらの条例等を公表するものとする。
- 3 代替執行事務の全部若しくは一部を廃止する場合においては、当該代替執行事務の管理及び執行にかかる収支は、廃止の日をもってこれを打切り、〇〇都道府県知事がこれを決算する。この場合、決算に伴って生ずる剩余金は、速やかに〇〇市町村長に還付しなければならない。

以上

公 告

年 月 日

〇〇都道府県知事

森林經營管理法第 68 条の規定により、〇〇市町村の事務を代替執行するため、下記のとおり規約を定め、事務を代替執行する。

記

1. 森林經營管理事務の代替執行に関する規約

以上

<集約化構想>

別記様式第 66 号（集約化構想の様式（第 43 条））

○○市町村（○○地域）集約化構想

○○市町村

作成年月日	年 月 日
変更年月日	年 月 日
協議の実施年月日	年 月 日
集約化構想の期間	年 月 日～年 月 日
市町村名	○○市町村
地域名	大字◆◆地域 (△林班、△林班)

1 一体経営管理森林の区域

整理番号	所在・地番	林班（林小班）	面積（ha）	備考
区域 1				
区域 2				

※備考には、森林経営計画作成済など、既に集約化されている箇所や面積等の記載を推奨

2 1に掲げる区域における経営管理の方針

整理番号	経営管理の方針
共通事項	
区域 1	
区域 2	

3 2に掲げる方針を踏まえた経営管理の集約化に関する目標

(1) 経営管理実施権の設定その他の措置を講ずべき森林（構想森林）及び（2）経営管理を行うべき適合事業者（構想適合事業者）

整理番号	所在・地番	林小班	面積（ha）	適合事業者の名称	適合事業者の住所
区域 1					
区域 2					

4 3に掲げる目標を達成するために必要な作業路網の整備その他の措置の方針

(1) 森林経営管理制度の活用方法

--

(2) 路網整備の計画

--

(3) 森林所有者の同意取得に向けた方針

--

(4) その他

※ 以下のような事項について、何らかの措置を講ずる場合に記載。欄は適宜追加する。

施業の共同化、施設の整備・利用の共同化、鳥獣被害・森林病害虫対策、

原木の安定供給・高付加価値化、施業の省力化・低コスト化、生物多様性への配慮 等

--

5 林道の開設及び改良に関する計画（任意記載）

単位 延長：km 面積：ha

開設/ 拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長 及び 箇所数	利用 区域 面積	うち前半 5か年分	対図 番号	備考

6-1 施業実施協定の締結に関する事項（任意記載）

(1) 目的となる森林の区域及び面積【森林法第10条の11第3項第1号】

整理 番号	所在				面積 (ha)
	番号	字	地番	林小班	
区域1	1				
区域1	2				

(2) 森林施業の種類並びにその実施の方法及び時期等【森林法第10条の11第3項第2号】

整理 番号	番号	施業の種類	面積(ha)	樹種	時期	実施の方法(実行形態等)
区域1	1					
区域1	2					

(3) 作業路網その他の施設の設置及び維持運営【森林法第10条の11第3項第3号】

整理 番号	作業路網 その他の施設	設置場所 (別図)	設置者	施設の規格	維持運営の 内容・方法	維持運営に要する費 用の負担方法
区域1	森林作業道					
区域1	土場					

(4) 施業実施協定の有効期間【森林法第10条の11第3項第4号】

--

(5) 施業実施協定に違反した場合の措置【森林法第10条の11第3項第5号】

--

※ 別図を添付

6-2 施業施設協定の締結に関する事項（任意記載）

（1）目的となる森林の区域及び面積【森林法第10条の11の9第2項第1号】

整理番号	所在				面積(ha)
	番号	字	地番	林小班	
区域1	1				
区域1	2				

（2）施業施設の設置又は維持運営【森林法第10条の11の9第2項第2号】

整理番号	施業施設	施設位置(別図)	設置者	施設の規格	維持運営の内容・方法	維持運営に要する費用の負担方法
区域1	森林作業道					
区域1	土場					

（3）施業施設協定の有効期間【森林法第10条の11の9第2項第3号】

（4）施業施設協定に違反した場合の措置【森林法第10条の11の9第2項第4号】

※ 別図を添付

7 その他（任意記載）

（別紙）構想森林、構想適合事業者を示した地図

年 月 日

○○○○ 殿
(意見照会先)

○○市町村長

集約化構想の作成に係る意見照会について

下記森林について、森林經營管理法第 43 条 1 項の規定により、集約化構想を定めることとしため、同法第 43 条第 7 項の規定により、意見照会を行います。

集約化構想の作成に関し、意見がある場合には、 年 月 日までに書面にて提出してください。

記

- 1 対象地域（協議の対象地域）
○○市町村 大字◆◆地域（△林班、△林班）
- 2 集約化構想の内容
別添のとおり
- 3 意見提出先
(提出場所)
(提出期限)

年 月 日

○○市町村長 殿

（意見照会者）

集約化構想の作成に係る意見照会について（回答）

年 月 日付の○○市町村からの意見照会について、下記のとおり意見書を提出します。

記

1 申出者

フリガナ	
申出者氏名・名称	
住所・所在地	
電話番号	

2 意見（趣旨及び理由）

3 その他参考となるべき事項

以上

公 告

下記森林について、森林經營管理法第 43 条第 1 項（第 6 項）の規定により集約化構想を定める（変更する）にあたり、同法第 43 条第 8 項の規定に基づき、計画案を縦覧に供する。

年 月 日

○○市町村長

記

1 縦覧期間

年 月 日（曜日）から 年 月 日（曜日）まで

2 縦覧場所

○○○○

3 意見の提出

ご意見のある方は、縦覧期間終了日までに○○○まで書面で意見を提出してください。

4 集約化構想の対象地域

○○市町村 大字◆◆地域（△林班、△林班）

5 一体経営管理森林の区域（※一体経営管理森林ごとに整理。）

整理番号	所在・地番	林小班	面積 (ha)
1	※列記、別表での整理可		
2			

以上

年 月 日

○○市町村長 殿

（意見提出者）

集約化構想の作成（変更）に係る意見について（提出）

集約化構想の作成（変更）について、下記のとおり意見書を提出します。

記

1 申出者

フリガナ	
申出者氏名・名称	
住所・所在地	
電話番号	

2 意見（趣旨及び理由）

3 その他参考となるべき事項

以上

公 告

下記森林について、森林經營管理法第 43 条第 1 項（第 6 項）の規定により集約化構想を定める（変更する）にあたり、同法第 43 条第 9 項の規定により公告する。

なお、定めた（変更した）集約化構想については、下記場所において公開するものとする。

年 月 日

○○市町村長

記

1 集約化構想の対象地域

○○市町村 大字◆◆地域（△林班、△林班）

2 一體經營管理森林の区域（※一體經營管理森林ごとに整理。）

整理番号	所在・地番	林小班	面積 (ha)
区域 1	※列記、別表での整理可		
区域 2			

3 公開場所

○○市町村○○課、○○市町村のホームページ（リンク）

以上

年 月 日

協議の結果の取りまとめについて

○○市町村

森林經營管理法第 45 条第 1 項の規定に基づき、協議の結果を取りまとめる。

記

1 協議の実施状況

（1）協議の対象地域

○○市町村 大字◆◆地域（△林班、△林班）

（2）協議の実施時期

年 月 日

（3）協議の出席者

何某 1、何某 2、何某 3 · · ·

2 協議の結果について

別紙のとおり

（別紙）

協議の結果

協議の結果を整理。

※1 協議の結果、合意に至らなかった事項については空欄とする。

※2 詳細は後に集約化構想で記載することから、本紙は概略的な記載で良い。また、集約化構想の位置づけについて市町村一任となっている場合はその旨記載。

1 一体經營管理森林の区域

整理番号	所在・地番	林班（林小班）	面積（ha）	備考
区域 1				
区域 2				

※備考には、森林經營計画作成済など、既に集約化されている箇所や面積等の記載を推奨

2 1に掲げる区域における經營管理の方針

整理番号	經營管理の方針
共通事項	

区域 1	
区域 2	

3 2に掲げる方針を踏まえた経営管理の集約化に関する目標

(1) 経営管理実施権の設定その他の措置を講ずべき森林（構想森林）及び（2）経営管理を行うべき適合事業者（構想適合事業者）

整理番号	所在・地番	林小班	面積 (ha)	適合事業者の名称	適合事業者の住所
区域 1					
区域 2					

4 3に掲げる目標を達成するために必要な作業路網の整備その他の措置の方針

(1) 森林経営管理制度の活用方法

(2) 路網整備の計画

(3) 森林所有者の同意取得に向けた方針

(4) その他

※ 以下のような事項について、何らかの措置を講ずる場合に記載。欄は適宜追加する。

施業の共同化、施設の整備・利用の共同化、鳥獣被害・森林病害虫対策、

原木の安定供給・高付加価値化、施業の省力化・低コスト化、生物多様性への配慮 等

5 林道の開設及び改良に関する計画（任意記載）

単位 延長 : km 面積 : ha

開設/ 拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長 及び 箇所数	利用 区域 面積	うち前半 5か年分	対図 番号	備考

6-1 施業実施協定の締結に関する事項（任意記載）

(1) 目的となる森林の区域及び面積【森林法第10条の11第3項第1号】

整理番号	所在				面積 (ha)
	番号	字	地番	林小班	
区域1	1				
区域1	2				

(2) 森林施業の種類並びにその実施の方法及び時期等 【森林法第10条の11第3項第2号】

整理番号	番号	施業の種類	面積(ha)	樹種	時期	実施の方法(実行形態等)
区域1	1					
区域1	2					

(3) 作業路網その他の施設の設置及び維持運営 【森林法第10条の11第3項第3号】

整理番号	作業路網 その他の施設	設置場所 (別図)	設置者	施設の規格	維持運営の 内容・方法	維持運営に要する費 用の負担方法
区域1	森林作業道					
区域1	土場					

(4) 施業実施協定の有効期間 【森林法第10条の11第3項第4号】

--

(5) 施業実施協定に違反した場合の措置 【森林法第10条の11第3項第5号】

--

※ 別図を添付

6-2 施業施設協定の締結に関する事項（任意記載）

(1) 目的となる森林の区域及び面積 【森林法第10条の11の9第2項第1号】

整理 番号	所在				面積(ha)
	番号	字	地番	林小班	
区域1	1				
区域1	2				

(2) 施業施設の設置又は維持運営 【森林法第10条の11の9第2項第2号】

整理番号	施業施設	施設位置 (別図)	設置者	施設の規格	維持運営の 内容・方法	維持運営に要する費 用の負担方法
区域1	森林作業道					
区域1	土場					

(3) 施業施設協定の有効期間 【森林法第10条の11の9第2項第3号】

--

(4) 施業施設協定に違反した場合の措置 【森林法第10条の11の9第2項第4号】

--

※ 別図を添付

7 その他（任意記載）

(別紙) 構想森林、構想適合事業者を示した地図



所有山林に関する意向調査

こちらは〇〇市役所△△課です。

〇〇市では、現在、森林資源の循環利用を図っていくため、令和 8 年 4 月に施行された「改正森林経営管理法」に基づいて、市内に山林を有する森林所有者の皆様の今後の所有山林の経営や管理の意向などを伺いし、これを踏まえて、林業事業者に森林の経営管理を委ねることなどについて検討していくこととしています。

今回、□□地区の森林所有者の皆さんを対象に、意向調査を実施することといたしました。

御手数ですが、この用紙に必要事項を記入して頂き、〇月〇日までに同封した返信用封筒で返送して頂きますようよろしくお願いします。

今後、森林経営管理法の内容や、所有されている森林の状況などについて説明会の開催も予定しており、連絡先の確認のため、下記の住所・氏名のご確認及び連絡先のご記入をお願いします。

住所	
氏名	
連絡先（電話番号）	

それでは、所有山林について伺います。

◎ あなたの所有する山林のうち今回意向等を伺わせて頂く山林（以下「対象山林」とします。）

所在・地番	地目	面積

問 1 今回のアンケートは、×××（例えば「31 年 4 月の林地台帳」）の情報をもとに送付していますが、対象山林についてあてはまる番号に○をつけてお答え下さい。

- ① 上記の山林は自分の所有で間違いない。（問 2 へ）
- ② 上記の山林は自分の所有ではない。（問 1-2 へ）
- ③ 上記の山林を自分が所有していることをしらなかった。（問 2 へ）
- ④ 上記の山林が自分の所有かどうかわからない。

問 1-2 もし、森林所有者がおわかりでしたらお知らせ下さい。

氏名：
連絡先：

(問1で①又は③とお答えになった方)

問2 現在の対象山林の管理や手入れの状況について

対象山林について、現在どのように管理（見回り）や整備（間伐などの施業）をされていますか？

- ① 日常的な管理（見回り）や整備を自分で行っている。
- ② 日常的な管理（見回り）は自分で行っているが、整備（間伐などの施業）はほかの人（あるいは団体）に委託している。
- ③ 日常的な管理（見回り）も整備（間伐などの施業）もほかの人（あるいは団体）に委託している。
- ④ 日常的とはいえないが、3年以内に管理（見回り）や整備（間伐などの施業）を自分もしくはほかの人（あるいは団体）が行った。
- ⑤ 特に管理も整備もしていない。
- ⑥ その他 ()

問3 対象山林について、過去10年以内に間伐等の整備をされましたか？わかる範囲でお答え下さい

- ① 整備をした (内容（わかる範囲で）： (例：△年△月に間伐))
 - ② 整備をしていない
 - ③ わからない
 - ④ その他 ()
- ◎ 令和8年4月に施行された「改正森林經營管理法」は、森林資源の持続的な利用を図ることが可能と見込まれる地域において、市町村と林業經營体、森林所有者等地域の関係者の皆様が協議等を行った上で、森林所有者の方々が自ら管理することが難しい山林を中心に、市町村を介して林業經營体に經營や管理を委託できる法律です。なお、林業經營体への委託が困難な場合には、市町村が森林の經營や管理を行う（状況により林業經營体に再委託する）場合もあります。
- 市町村や林業經營体が經營や管理を実施した結果、利益が発生する場合には、あらかじめ定められたルールに基づき、利益の一部が森林所有者に支払われます。（利益がない場合は支払われません。）
- また、森林所有者と林業經營体の双方が合意した場合には、森林及び土地の所有権移転も可能です。
- この制度の利用を御検討する方は、次の問4で④又は⑤を選択してください。

問4 対象山林の今後の經營や管理についてどのようにお考えですか。

- ① 自分で經營や管理をしていきたい。（今後の施業予定： ())
- ② 自分で委託先を探し、經營や管理を委託したい。（想定している委託先： ())
- ③ 既に他者に委託しており、引き続き継続して委託したい。（今後の委託予定： ())
- ④ 林業經營体や市に經營や管理を委ねることについて検討してみたい。
- ⑤ 森林を手放したい（森林の売却又は寄付等）
- ⑥ その他 ()

調査は以上です。御協力ありがとうございました。

※ 本調査はあくまで森林所有者の皆様に対象山林に関する經營や管理の意向をお伺いするものであり、この調査において經營や管理を委ねる、森林を手放すことを希望されることをもって、市や林業經營体が森林の經營や管理の委託を受けること等をお約束するものではありません。

関係権利者に関する情報提供の申出書

年 月 日

市町村長（都道府県知事） 殿

住 所

法人にあつては、名
称及び代表者の氏名

申出者 氏名
電話番号

次の森林について、関係権利者に関する情報の提供を受けたいので、森林経営管理法第46条の規定により申し出ます。

1 情報の提供を申し出る森林の所在及び情報の利用目的

森林の所在	番号	市町村	大字	字	地番
	1				
	2				
	3				
関係権利者に関する情報の利用目的					
備考					

注意事項

- ① 森林の所在欄は、番号欄の番号に対応して、一筆の土地ごとに記載すること。
- ② 関係権利者に関する情報の利用目的欄は、「森林所有者に対し集積・集約化に向けた働きかけを行い、集約化構想に定めた内容について森林所有者から同意を取得するため」など具体的に記載すること。
- ③ 備考欄には、情報の提供を受けるに当たり、希望する提供の方法があれば記載すること。
- ④ 情報の提供を申し出る森林が多数ある場合には、それらの一覧を別で添付してもかまわない。

2. その他関係権利者の情報の提供にあたり必要な事項

(1) 個人情報の安全管理のための措置の概要

① 基本方針の策定

個人データの適正な取扱いの確保について組織として取り組むために、「関係法令・ガイドライン等の遵守」、「安全管理措置に関する事項」、「質問及び苦情処理の窓口」について定めた基本方針を策定している。

② 個人データの取扱いに係る規律の整備

個人データの取得、利用、保存、提供、削除・廃棄等の段階ごとに、取扱方法、責任者・担当者及びその任務等について定める取扱規程を策定している。

③ 組織的安全管理措置

個人データの取扱いに関する責任者の設置及び責任の明確化、個人データを取り扱う従業者及びその取り扱う個人データの範囲の明確化など、組織体制の整備を行っている。また、法令、①の基本方針又は②の取扱規程に違反している事実又は兆候を把握した場合や個人データの漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合の責任者への報告連絡体制を整備している。

④ 人的安全管理措置

年1回、役職員に対し個人データの取扱いに関する研修を実施している。

⑤ 物理的安全管理措置

盗難等防止のための措置として、個人データを取り扱う機器や個人データが記載された書類を施錠できる書庫に保管している。個人データが記録された電子媒体又は書類等を持ち運ぶ場合、電子媒体にあってはパスワードによる保護を行った上で、施錠できる搬送容器を利用している。情報システムにおいて、個人データを削除する場合、容易に復元できない手段を採用している。個人データが記録された機器、電子媒体等を廃棄する場合、専用のデータ削除ソフトウェアを使用している。個人データが記載された書類等を廃棄する際に

は、シュレッダー処理を行っている。

⑥ 技術的安全管理措置

個人データを取り扱う情報システムを使用する従業者が正当なアクセス権を有する者であることをユーザーID 及びパスワードによって識別・認証している。

個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護するため、セキュリティ対策ソフトウェアを導入するとともに、自動更新機能を活用し、ソフトウェア等を最新状態とする。

情報システムの使用に伴う漏えい等を防止するため、情報システムの設計時に安全性を確保し、継続的に見直す。また、移送する個人データについて、パスワード等による保護を行う。

(2) 誓約事項

次の3点について誓約します。

- ① 取得した情報を申出の利用目的以外の目的で利用しないこと。
- ② 取得した情報について、所有者本人の同意を得た場合を除き、第三者に提供しないこと。
- ③ 集約化構想の実現に向けて取り組まないことになった場合には、取得した情報を適切に廃棄すること。

※2に掲げた内容は記載例である。

〇〇線の〇〇地域森林計画への記載に係る要請書

年 月 日

〇〇都道府県知事 殿

〇〇市町村長

森林經營管理法第 48 条第 1 項の規定に基づき、下記の資料を添えて、〇〇線の地域森林計画への記載を要請します。

記

1. 〇〇地域森林計画の素案
2. 参考資料（〇〇集約化構想の図面）

〇〇線の〇〇地域森林計画への記載に係る要請に対する回答

年 月 日

〇〇市町村長 殿

〇〇都道府県知事

令和〇年〇日付け〇〇により要請のあった〇〇線について、下記の理由により、〇〇地域森林計画への記載を行わないことと判断したのでお知らせする。

記

〇〇地域森林計画の変更を行わない理由

〇〇

集約化構想作成申出書

年 月 日

○○市町村長 殿

○○○○

（申請者氏名・名称）

下記留意事項について承諾の上、下記のとおり集約化構想の作成を希望しますので申し出ます。

記

1 申出者

フリガナ	
申出者氏名・名称	
住所・所在地	
電話番号	

2 集約化構想の作成を希望する森林

所在・地番	林班・小班	面積 (ha)	備考

※集約化構想の作成を希望する森林の位置が分かる地図を添付すること。

※所在、地番、林班、面積などが分からぬ場合には、記載不要

3. その他参考となるべき事項

（留意事項）

- 1 本申出書はあくまで市町村に対し集約化構想を作成するよう申出するものであり、集約化構想の作成にいたらないこともあります。

（備考）

- 1 集約化構想の作成を希望する森林の欄は、必要に応じ、行を加除することができます。

以上

年 月 日

○○○○殿
(申請者の氏名又は名称)

○○市町村長

森林經營管理法第 50 条第 1 項の規定により 年 月 日に申出のあった下記森林について、集約化構想を定めないこととしたので通知する。

記

1 地域經營管理集約化構想を定めないこととした森林

所在・地番	林班・小班	面積 (ha)	備考

2 集約化構想を定めないこととした理由

以上

＜権利集積配分一括計画＞

別記様式第 79 号（権利集積配分一括計画（第 51 条））

権 利 集 積 配 分 一 括 計 画

整理番号	括○	経営管理実施権の設定を受ける者（丙）	（氏名又は名称）	（住所又は所在地）
		経営管理実施権を設定する（経営管理権の設定を受ける）市町村（乙）	（名称）	（所在地）

1 個別事項

整理番号	括○	森林所有者番号	所○	経営管理権及び経営管理実施権を設定する森林の森林所有者（甲）		(氏名又は名称)				(住所又は所在地)					備考	
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）								経営管理権及び経営管理実施権の始期	経営管理権及び経営管理実施権の存続期間（終期）（B）	経営管理の内容（C）		木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法		乙に支払われるべき金銭がある場合における当該金銭（E）の額の算定方法		
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種			経営管理権	経営管理実施権	経営管理権	経営管理実施権			
1																
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																

整理番号	括○	森林所有者番号	所○	経営管理権及び経営管理実施権を設定する森林の森林所有者（甲）	(氏名又は名称)	(住所又は所在地)				
番号	経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（F）						Dを支払うべき時期、相手方及び方法		丙が乙にEを支払うべき時期	備考
	住所又は所在地		氏名又は名称		権原の種類		乙→甲	丙→甲		
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										

この計画に同意する。

権利の設定を受ける者（丙）

住所（同上）

権利の設定をする市町村（乙）

住所（同上）

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住所（同上）

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者又は経営管理実施権の設定を受ける者が異なる場合には、それぞれ別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付するとともに、備考欄に記載すること。
- (3) 間伐等経営管理権を設定するに当たり全員同意を取得しなかった場合は、1/2超の同意により定めた旨がわかる書類を添付するとともに、備考欄に記載すること。
- (4) 森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (5) (A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該権利集積配分一括計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権及び経営管理実施権が設定される場合には当該部分を特定することができる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (6) (A)欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
- (7) (B)欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

別記様式第 80 号（権利移転等を行う場合の市町村への通知（第 51 条第 2 項第 1 号ヘ））

〇〇市町村長 殿

氏名 〇〇〇〇
(森林所有者名)

権利集積配分一括計画（経営管理権・経営管理実施権に関する事項）が定められた下記森林について、権利を設定し、又は移転を行うため、下記のとおり通知する。

記

1 森林の所在等

所在・地番	地目	面積 (ha)

2 権利の設定又は移転を予定している相手方

フリガナ	
氏名又は名称	
住 所	〒
電話番号	

3 権利の設定又は移転を予定している時期

4 設定又は移転を予定している権利の種類及び内容

5 その他参考となるべき事項

以上

確 認 書

下記の事項について確認しました。

記

1. 権利集積配分一括計画が定められた後、構想適合事業者に経営管理実施権が設定され、当該構想適合事業者が経営管理を実施すること。
2. 当該構想適合事業者が経営管理を実施する場合は、販売収益から立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育等に要する経費を控除してなお利益がある場合、当該構想適合事業者から金銭が支払われること。
3. 権利集積配分一括計画が定められた森林については、その所在や面積等が公表されること。
4. 権利集積配分一括計画に記載された経営管理を実施しており、過失がなかったにもかかわらず、当該森林について損害が生じた場合は、当該構想適合事業者と〇〇市町村は責任を負わないこと。
5. 権利集積配分一括計画が定められる場合に、〇〇市町村及び林業経営者の責めに帰すべき事由以外の理由で経営管理権集積計画を中途解約する場合には、それにより生じた損害について賠償を請求される可能性があること。
6. 当該構想適合事業者の倒産等により経営管理実施権を解除せざるを得なくなった場合には、市町村が経営管理権で定められた内容の経営管理を行う可能性があること。
7. 権利集積配分一括計画が定められた森林については、権利を設定し、又は移転する場合には、あらかじめ、〇〇市町村にその旨を通知しなければならないこと。
8. その他権利集積配分一括計画の記載事項について。

年 月 日

氏名 〇〇〇〇

別記様式第 82 号（権利集積配分一括計画に関する備考）

年月日	項目	森林の所在・地番 (林班・小班)	森林所有者の 氏名又は名称	詳細

(記載要領)

- 権利集積配分一括計画に記載された森林所有者が変更となった場合は、年月日に「変更になった年月日」を、項目に「名義変更」等、詳細に「○○から△△に森林所有者が変更」等と記載すること。

年 月 日

○○○○殿
(林業経営者名)

○○市町村長

経営管理実施権が設定された森林における経営管理の状況等の報告について

下記森林について、○年○月○日までに下記の事項について報告すること。

記

1 森林の所在等

整理番号	所在・地番	地目	面積 (ha)
括○			

2 当該森林の経営管理（伐採、造林、保育等）の実施状況

3 販売収益から留保している再造林・保育に要する経費の状況
(森林所有者ごとに記載する)

4 林業経営者の経営状況

5 その他必要な事項

以上

別記様式第 84 号（権利集積配分一括計画を定めた際に行う公告（第 52 条））

公 告

下記森林について、森林経営管理法第 51 条第 1 項の規定により権利集積配分一括計画を定めたため、同法第 52 条第 1 項の規定により公告する。

なお、定めた権利集積配分一括計画については、下記場所において公開する。

年 月 日

○○市町村長

記

1 権利集積配分一括計画の対象森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	経営管理権の存続期間	経営管理実施権の存続期間	備考
括○							

2 経営管理実施権の設定を受ける構想適合事業者

フリガナ	
氏名又は名称	
住 所	〒
電話番号	

3 公開場所

○○市町村○○課、○○市町村のホームページ（リンク）

4 本公告により、森林所有者及び市町村に経営管理受益権が、市町村に経営管理権が、2 の構想適合事業者に経営管理実施権が設定される。

以上

＜権利集積配分一括計画の取消し＞

別記様式第 85 号（計画を取り消す際の公告（法第 52 条第 1 項の規定によりみなして適用する同法第 9 条））

公 告

年 月 日に、下記森林に関して定めた権利集積配分一括計画のうち森林経営管理法第 51 条第 2 項第 1 号で定めた経営管理権の集積に関する事項（の一部）を取り消したため、森林経営管理法第 9 条の規定により公告する。

年 月 日

○○市町村長

記

1 権利集積配分一括計画のうち第 51 条第 2 項第 1 号で定めた事項（の一部）を取り消した森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	備考
括○					

2 権利集積配分一括計画のうち第 51 条第 2 項第 1 号で定めた事項（の一部）を取り消した理由

（教示）

- 1 この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、市町村長に審査請求書を提出して審査請求することができます。
- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、市町村を被告として（訴訟において市町村を代表する者は市町村長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

以上

（記載要領）

- 1 森林の所在等の情報については、取り消した権利集積配分一括計画のうち第 51 条第 2 項第 1 号で定めた事項の部分を記載すること。

権利集積配分一括計画のうち森林経営管理法第 51 条第 2 項第 1 号で定めた
経営管理権の集積に関する事項を取り消した旨の通知書

年 月 日

○○○○ 殿

（森林所有者名）

○○市町村長

年 月 日に、下記森林に関して定めた権利集積配分一括計画のうち森林経営管理法第 51 条第 2 項第 1 号で定めた経営管理権の集積に関する事項を取り消したため通知する。

記

1 権利集積配分一括計画のうち森林経営管理法第 51 条第 2 項第 1 号で定めた事項を取り消した森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	備考
括○					

2 権利集積配分一括計画のうち森林経営管理法第 51 条第 2 項第 1 号で定めた事項を取り消した理由

（教示）

- 1 この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、市町村長に審査請求書を提出して審査請求することができます。
- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、市町村を被告として（訴訟において市町村を代表する者は市町村長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

以上

（記載要領）

- 1 森林の所在等の情報については、取り消した権利集積配分一括計画のうち森林経営管理法第 51 条第 2 項第 1 号で定めた事項に係る内容を記載すること。

権利集積配分一括計画のうち森林経営管理法第 51 条第 2 項第 1 号で定めた
経営管理権の集積に関する事項を取り消す旨の通知書

年 月 日

○○○○ 殿
(林業経営者名)

○○市町村長

年 月 日に、下記森林に関して定めた権利集積配分一括計画のうち森林経営管理法第 51 条第 2 項第 1 号で定めた経営管理権の集積に関する事項を取り消すこととしたため、通知する。

記

1 権利集積配分一括計画のうち森林経営管理法第 51 条第 2 項第 1 号で定めた事項を取り消す森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	備考
括○					

2 権利集積配分一括計画のうち森林経営管理法第 51 条第 2 項第 1 号で定めた事項を取り消す理由

以上

(記載要領)

- 森林の所在等の情報については、取り消す権利集積配分一括計画のうち森林経営管理法第 51 条第 2 項第 1 号で定めた事項に係る内容を記載すること。

公 告

年 月 日に、下記森林に関して定めた権利集積配分一括計画のうち森林経営管理法第 51 条第 2 項第 2 号で定めた経営管理実施権の設定に関する事項（の一部）を取り消したため、森林経営管理法第 41 条の規定により公告する。

年 月 日

○○市町村長

記

1 権利集積配分一括計画のうち森林経営管理法第 51 条第 2 項第 2 号で定めた事項を取り消した森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	備考
括○					

2 権利集積配分一括計画のうち森林経営管理法第 51 条第 2 項第 2 号で定めた事項を取り消した理由

（教示）

- 1 この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、市町村長に審査請求書を提出して審査請求することができます。
- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、市町村を被告として（訴訟において市町村を代表する者は市町村長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

以上

権利集積配分一括計画のうち森林経営管理法第 51 条第 2 項第 2 号で定めた
経営管理実施権の設定に関する事項を取り消した旨の通知書

年 月 日

○○○○ 殿

（森林所有者名又は林業経営者名）

○○市町村長

年 月 日に、下記森林に関して定められた権利集積配分一括計画のうち森林経営管理法第 51 条第 2 項第 2 号で定めた経営管理実施権の設定に関する事項（の一部）を取り消したため通知する。

記

1 権利集積配分一括計画のうち森林経営管理法第 51 条第 2 項第 2 号で定めた事項を取り消した森林

整理番号		所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	備考
括○						

2 権利集積配分一括計画のうち森林経営管理法第 51 条第 2 項第 2 号で定めた事項を取り消した理由

（教示）

- この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、市町村長に審査請求書を提出して審査請求することができます。
- この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、市町村を被告として（訴訟において市町村を代表する者は市町村長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

以上

＜勧告＞

別記様式第 90 号（所有権の移転を受けた森林の立木竹及び土地について、利用目的に従っていないと認める場合の勧告（第 56 条））

勧告書

年 月 日

○○○○殿

（勧告の対象となる者の氏名又は名称）

○○市町村長

森林経営管理法第 56 条の規定により、下記の通り、権利集積配分一括計画により所有権移転を受けた森林について、当該計画により定められた利用目的に従って森林の立木竹及び土地を利用すべきことを勧告する。

記

1 勧告の対象となる森林

所在・地番	林班・小班	面積 (ha)	備考

2 勧告の対象となる権利集積配分一括計画

3 勧告の理由

以上